

渋谷区公報

<目次>

条例

番 号	件 名	月・日
1	渋谷区公告式条例の一部を改正する条例	3・06
2	渋谷区行政手続条例の一部を改正する条例	3・06
3	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3・06
4	渋谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	3・06
5	渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	3・06
6	渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	3・06
7	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3・06
8	渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例（制定）	3・26
9	渋谷区手数料条例の一部を改正する条例	3・26
10	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	3・26
11	渋谷区立二の平渋谷荘条例の一部を改正する条例	3・26
12	渋谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例	3・26
13	渋谷区介護保険条例の一部を改正する条例	3・26
14	渋谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例	3・26
15	渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例	3・26
16	渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例	3・31
17	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例	3・31

規則

番 号	件 名	月・日
2	職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	3・03
3	職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	3・03
4	渋谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	3・10
5	渋谷区スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	3・11
6	渋谷区スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	3・11
7	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の一部を改正する規則	3・12
8	きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の一部を改正する規則	3・12
9	渋谷区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則	3・18
10	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3・18
11	渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3・24
12	渋谷区景観条例施行規則の一部を改正する規則	3・24
13	渋谷区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	3・24
14	渋谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則	3・26
15	渋谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則	3・26
16	渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する規則の一部を改正する規則	3・26
17	渋谷区副区長の事務分担に関する規則の一部を改正する規則	3・27
18	渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3・27
19	渋谷区立二の平渋谷荘条例施行規則の一部を改正する規則	3・31
20	渋谷区営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則	3・31
21	渋谷区組織規則の一部を改正する規則	3・31
22	渋谷区土木事務所組織規則の一部を改正する規則	3・31
23	職員の通勤手当に関する規則	3・31
24	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3・31
25	職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	3・31
26	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	3・31
27	職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3・31
28	渋谷区高齢者在宅サービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則	3・31
29	職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3・31

教育委員会 規則

番 号	件 名	月・日
3	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	3・10
4	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	3・10
5	渋谷区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	3・31
6	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3・31
7	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3・31
8	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	3・31
9	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	3・31
10	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	3・31
11	幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則	3・31
12	渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則	3・31
13	渋谷区放課後クラブ条例施行規則の一部を改正する規則	3・31

訓令

番 号	件 名	月・日
1	職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正	3・30
2	職員被服貸与規程の一部改正	3・30

3	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正	3・30
4	職員の旅費支給規程の全部改正	3・31
5	渋谷区処務規程の一部改正	3・31
6	渋谷区役所出張所処務規程の一部改正	3・31
7	渋谷区保健所処務規程の一部改正	3・31
8	渋谷区立保育園処務規程の一部改正	3・31
9	渋谷区峰の原青少年山の家処務規程の一部改正	3・31
10	通勤手当支給規程の一部改正	3・31
11	パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償支給規程の一部改正	3・31

監査委員 訓 令

番 号	件 名	月・日
1	渋谷区監査委員事務局処務規程の一部改正	3・26

教育委員会 訓 令

番 号	件 名	月・日
1	幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正	3・10
2	渋谷区教育委員会事務局処務規程の一部改正	3・31
3	渋谷区教育センター処務規程の一部改正	3・31
4	学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正	3・31

告 示

番 号	件 名	月・日
29	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション敷地売却組合の設立の認可	3・04
30	指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間	3・04
31	令和7年度渋谷区一般会計補正予算(第7号)及び令和7年度渋谷区後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)の要領	3・04
32	松濤美術館の休館日	3・10
33	松濤美術館の入館料	3・10
34	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく事業の廃止	3・10
35	指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間	3・13
36	指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間	3・13
37	わがまちルールの適用期間の延長	3・17
38	令和8年度における労働報酬下限額	3・18
39	指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間	3・19
40	指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間	3・19
41	特別区道路線の一部供用開始	3・23
42	特別区道路線の一部区域変更及び供用開始	3・23
43	令和8年度渋谷区一般会計予算及び特別会計予算の要領	3・23
44	渋谷区介護保険条例施行規則の施行に必要な書類の様式の一部改正	3・25
45	渋谷区ひがし健康プラザ高齢者在宅サービスセンターの休業日	3・25
46	渋谷区ひがし健康プラザ地域包括支援センターの休業日	3・25
47	住民票の写しの無効	3・25
48	指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間	3・27
49	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づくマンション敷地売却組合の理事長の氏名及び住所	3・30
50	都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画の変更	3・31
51	土地区画整理法に基づく関係図書の縦覧	3・31
52	渋谷区公印規程の一部改正	3・31

監査委員 告 示

番 号	件 名	月・日
2	令和7年度財政援助団体等監査及び随時監査の結果の公表	3・10
3	令和7年度行政監査の結果の公表	3・10

選挙管理委員会 告 示

番 号	件 名	月・日
15	選挙人名簿からの抹消	3・02
16	選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数	3・02
17	選挙人名簿の抄本の閲覧についての書面の公表場所及び期間	3・02

教育委員会 告 示

番 号	件 名	月・日
5	定例会の招集	3・04
6	定例会の招集	3・25
7	令和7年渋谷区教育委員会告示第24号の全部改正	3・31

公 告

番 号	件 名	月・日
○	渋谷区まちづくり条例に基づく都市計画の原案の縦覧	3・02
○	国家戦略特別区域法に基づく国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案の縦覧	3・02
○	都市計画法に基づく図書の縦覧	3・31
○	都市計画法に基づく図書の縦覧	3・31
○	都市計画法に基づく図書の縦覧	3・31

その他の事項

番 号	件 名	月・日
○	懲戒処分について	3・31

条

例

渋谷区条例第1号

渋谷区公告式条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区公告式条例の一部を改正する条例

渋谷区公告式条例（昭和25年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（条例の公布）

第1条 渋谷区条例（以下「条例」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に区長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、区のウェブサイトに掲載して行う。ただし、区長が必要と認めるときは、渋谷区役所庁舎前の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第2条に見出しとして「（規則の公布）」を付す。

第3条及び第4条を次のように改める。

（区長の定める規程の公表）

第3条 区長の定める規程（規則を除く。）を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。

2 第1条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

（区の機関の定める規則及び規程の公表）

第4条 第1条の規定は、区の機関（区長を除く。以下同じ。）の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「区長」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、区の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるものとする。

第5条に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

渋谷区条例第2号

渋谷区行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区行政手続条例の一部を改正する条例

渋谷区行政手続条例（平成9年渋谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号、第4条、第13条第1項及び第2項第5号並びに第14条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を区規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の渋谷区行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

渋谷区条例第3号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年渋谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「4号給」の次に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあつては、零号給）」を加える。

第12条第1項中「人事委員会が」を「区規則で」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「人事委員会が」を「区規則で」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「支給月数」を「支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第3号中「人事委員会が」を「区規則で」に、「掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる」を「定める額の合計額、運賃等相当額又は同号に定める」に改め、同条第3項中「人事委員会が」を「区規則で」に、「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第4項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして区規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して区規則で定める職員に限る。）その他前項に、「人事委員会が」を「区規則で」に改め、同条中第6項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第1項、第2項第1号及び第3号、第3項、第4項並びに前項の区規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

第12条第5項中「人事委員会が」を「区規則で」に改め、同項を同条第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線

	55	236,400	309,300	344,800	396,300
	56	237,400	310,200	345,500	397,300
	57	238,400	311,100	346,200	398,300
	58	239,400	312,000	346,900	399,100
	59	240,400	312,700	347,500	399,900
	60	241,400	313,400	348,100	400,700
	61	242,400	314,100	348,700	401,500
	62	243,400	314,800	349,300	402,300
	63	244,400	315,500	349,900	403,100
	64	245,400	316,100	350,500	403,900
	65	246,400	316,700	351,100	404,500
	66	247,400	317,300	351,700	405,100
	67	248,400	317,900	352,300	405,700
	68	249,400	318,500	352,900	406,300
	69	250,400	319,000	353,500	406,900
	70	251,400	319,500	354,100	407,500
	71	252,400	320,000	354,700	408,100
	72	253,400	320,500	355,200	408,700
	73	254,400	321,000	355,700	409,100
	74	255,400	321,500	356,200	409,400
	75	256,400	322,000	356,700	409,700
	76	257,400	322,500	357,200	410,000
	77	258,400	323,000	357,700	410,300
	78	259,400	323,500	358,200	410,600
	79	260,400	324,000	358,700	410,900
	80	261,400	324,500	359,200	411,200
	81	262,400	325,000	359,700	411,500
	82	263,400	325,500	360,200	411,800
	83	264,400	325,900	360,700	412,100
	84	265,400	326,300	361,200	412,400
	85	266,400	326,700	361,700	412,700
	86	267,400	327,100	362,100	413,000
	87	268,400	327,500	362,500	413,300
	88	269,400	327,900	362,900	413,600
	89	270,400	328,300	363,300	413,900
	90	271,400	328,700	363,700	414,200
	91	272,400	329,100	364,100	414,500
	92	273,400	329,500	364,500	414,800
	93	274,400	329,900	364,900	415,100
	94	275,400	330,300	365,300	415,400
	95	276,400	330,700	365,700	
	96	277,400	331,000	366,000	
	97	278,400	331,300	366,300	
	98	279,400	331,600	366,600	
	99	280,400	331,900	366,900	
	100	281,400	332,200	367,200	
	101	282,400	332,500	367,500	
	102	283,400	332,800	367,800	
	103	284,400	333,100	368,100	
	104	285,400	333,400	368,400	
	105	286,400	333,700	368,700	
	106	287,400	334,000	369,000	
	107	288,400	334,300	369,300	
	108	289,300	334,600	369,600	
	109	290,200	334,900	369,900	
	110	291,100	335,100	370,200	
	111	292,000	335,300	370,500	
	112	292,900	335,500	370,800	
	113	293,800	335,700	371,100	
	114	294,700	335,900	371,400	
	115	295,600	336,100	371,700	
	116	296,500	336,300	372,000	
	117	297,400	336,500	372,300	
	118	298,300	336,700	372,600	
	119	299,000	336,900	372,900	
	120	299,700	337,100	373,200	
	121	300,400	337,300	373,500	
	122	301,100	337,500	373,800	
	123	301,800	337,700	374,100	
	124	302,500	337,900	374,400	
	125	303,200	338,100	374,700	
	126	303,900	338,300	375,000	
	127	304,600	338,500	375,300	
	128	305,300	338,700	375,600	
	129	306,000	338,900	375,900	
	130	306,600	339,100	376,200	
	131	307,200	339,300	376,500	
	132	307,800	339,500	376,800	
	133	308,400	339,700	377,100	
	134	309,000	339,900	377,400	
	135	309,600	340,100	377,700	
	136	310,200	340,300	378,000	
	137	310,800	340,500	378,300	
	138	311,400	340,700	378,600	
	139	312,000	340,900	378,900	
	140	312,400	341,100	379,200	
	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			

	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第4中

5 級	を	5 級
給料月額		給料月額
円		円
320,000		396,800
322,200		399,300
324,400		401,500
326,600		403,800
328,900		406,100
331,100		408,400
333,400		410,700
335,700		412,900
338,000		415,000
340,400		417,300
342,700		419,400
345,100		421,500
347,400		423,600
349,800		425,500
352,100		427,400
354,500		429,200
356,800		431,000
359,200		432,600
361,600		434,100
363,900		435,400
366,200		436,700
368,700		438,100
371,100		439,300
373,500		440,300
375,800		441,400
378,200		442,500
380,600		443,500
383,000		444,400
385,600		445,200
388,400		446,000
391,200		446,800
394,000		447,600
396,800		448,300
399,300		449,000
401,500		449,800
403,800		450,500
406,100		451,100
408,400		451,800
410,700		452,400
412,900		453,000
415,000		453,500
417,300		454,000
419,400		454,500
421,500		455,100
423,600		455,700
425,500		456,300
427,400		456,900
429,200	457,300	
431,000	457,800	
432,600	458,300	
434,100	458,800	
435,400	459,300	
436,700	459,800	
438,100	460,300	
439,300	460,700	
440,300	461,200	
441,400	461,700	
442,500	462,200	
443,500	462,700	
444,400	463,200	
445,200	463,600	
446,000	464,100	
446,800	464,600	
447,600	465,100	
448,300	465,600	
449,000	466,100	
449,800	466,600	
450,500	467,100	
451,100	467,600	
451,800	468,100	
452,400	468,600	
453,000	469,100	
453,500	469,600	
454,000	470,100	
454,500	470,600	
455,100	471,100	
455,700	471,600	
456,300		
456,900		
457,300		
457,800		
458,300		
458,800		
459,300		
459,800		

別表第5中

5 級	給料月額	円
	396,800	
	399,300	
	401,500	
	403,800	
	406,100	
	408,400	
	410,700	
	412,900	
	415,000	
	417,300	
	419,400	
	421,500	
	423,600	
	425,500	
	427,400	
	429,200	
	431,000	
	432,600	
	434,100	
	435,400	
	436,700	
	438,100	
	439,300	
	440,300	
	441,400	
	442,500	
	443,500	
	444,400	
	445,200	
	446,000	
	446,800	
	447,600	
	448,300	
	449,000	
	449,800	
	450,500	
	451,100	
	451,800	
	452,400	
	453,000	
	453,500	
	454,000	
	454,500	
	455,100	
	455,700	
	456,300	
	456,900	
	457,300	
	457,800	
	458,300	
	458,800	
	459,300	
	459,800	
	460,300	
	460,700	
	461,200	
	461,700	
	462,200	
	462,700	
	463,200	
	463,600	
	464,100	
	464,600	
	465,100	
	465,600	
	466,100	
	466,600	
	467,100	
	467,600	
	468,100	

を

[illegible]

別表第7中「人事委員会が」を「区規則で」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例別表第2に掲げる行政職給料表(二)の適用について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表(一)、別表第2に掲げる行政職給料表(二)、別表第4に掲げる医療職給料表(二)及び別表第5に掲げる医療職給料表(三)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

5 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和５３年特別区人事委員会規則第１８号）第３３条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌

日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。

- (1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員
- (2) 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年渋谷区条例第2号）附則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）

（施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定）

6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、附則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

（他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用）

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、附則第2項から前項まで並びに附則別表第1及び附則別表第2の規定を準用する。

（委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年渋谷区条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項から第7項までを次のように改める。

附則第5項から第7項まで 削除

附則別表略

渋谷区条例第4号

渋谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
渋谷区後期高齢者医療に関する条例（平成20年渋谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第1条第2項」を「第1条第2項ただし書」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

渋谷区条例第5号

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を公布する。
令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

渋谷区障害者福祉施設条例（平成19年渋谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

本町五丁目障がい者施設	東京都渋谷区本町五丁目19番4号
-------------	------------------

第3条に次の1号を加える。

(5) 本町五丁目障がい者施設

ア 在宅の障害者等を介護している者が、緊急又は一時的な理由で介護することができない場合に、当該障害者等を一時的に保護する事業に関すること。

イ 在宅の障害者の自立生活体験事業に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

第5条中「及び第4号ア」を「、第4号ア並びに第5号ア及びイ」に改める。

第6条第10号中「及び第3号ス」を「、第3号ス、第4号イ及び第5号ウ」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号の次に次の2号を加える。

(10) 第3条第5号アに規定する事業 次に掲げる者

ア 区内に住所を有する法第4条第1項に規定する障害者のうち区規則で定める者及びその保護者

イ 区内に住所を有する法第4条第2項に規定する障害児のうち区規則で定める者の保護者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

(11) 第3条第5号イに規定する事業 次に掲げる者

ア 区内に住所を有する法第4条第1項に規定する障害者のうち区規則で定める者

イ アに掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

第7条第3項中「前条第4号」の次に「、第10号及び第11号」を加える。

第8条第2項第1号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第21条の5の3第2項」を「第21条の5の3第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

渋谷区条例第6号

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

渋谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例（平成26年渋谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

渋谷区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等を定める条例

第1条中「第46条第2項」の次に「（法第54条の3において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

第2条を次のように改める。

（用語の定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「教育・保育等府令」という。）及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「乳児等府令」という。）で

使用する用語の例による。

第3条中「府令」を「教育・保育等府令及び乳児等府令」に改める。
第4条中「法第30条の3」の次に「及び第30条の13」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区条例第7号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月6日

渋谷区長 長谷部 健

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年渋谷区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「支給月数」を「支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）」に改め、同項第3号中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる」を「定める額の合計額、運賃等相当額又は同号に定める」に改め、同条第3項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に、「でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「（以下「新幹線鉄道等」という。）」に、「の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）」を「に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）」に改め、同条第4項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員に限る。）その他前項」に、「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条中第6項を第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 第1項、第2項第1号及び第3号、第3項、第4項並びに前項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

第15条第5項中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同項を同条第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第3中「人事委員会が」を「教育委員会規則で」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区条例第8号

渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区犯罪被害者等支援審議会条例

（設置）

第1条 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するための施策等について検討するため、区長の附属機関として、渋谷区犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- （1）犯罪被害者等の支援に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）警視庁の警察官
- （3）医療関係者
- （4）犯罪被害者等
- （5）前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することを不適当と認めるときは、この限りでない。

（意見聴取）

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中44の項を45の項とし、8の項から43の項までを1項ずつ繰り下げ、7の項の次に次の1項を加える。

8 渋谷区犯罪被害者等支援審議会 会長 1万8,000円
委員 1万2,000円

渋谷区条例第9号

渋谷区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。
令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区手数料条例の一部を改正する条例

渋谷区手数料条例（昭和33年渋谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1番号127の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同表番号131の項から番号133の項までを削り、同表番号130の項を同表番号131の項とし、同表番号129の項を削り、同表番号128の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の5第1項」に改め、「建築物の容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却」を「要除却等」に、「の容積率の」を「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの」に改め、同項を同表番号130の項とし、同表番号127の項の次に次の2項を加える。

128	マンションの再生等の円滑化に関する法律第113条第1項の規定に基づき認可されたマンション等売却組合に関する証明の申請に対する審査	マンション等売却組合認可等証明申請手数料	1件につき	500円	証明申請のとき
129	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の6第1項の規定に基づき認可されたマンション除却組合に関する証明の申請に対する審査	マンション除却組合認可等証明申請手数料	1件につき	500円	証明申請のとき

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前になされたマンション管理計画の認定の申請、マンション管理計画の認定の更新の申請及びマンション管理計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

渋谷区条例第10号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年渋谷区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 一般社団法人ササハタハツまちラボ

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 一般社団法人ササハタハツまちラボに職員を派遣することに関して必要な手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

渋谷区条例第11号

渋谷区立二の平渋谷荘条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区立二の平渋谷荘条例の一部を改正する条例

渋谷区立二の平渋谷荘条例（昭和46年渋谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改め、同条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（利用料金の減額）

第10条 指定管理者は、区規則で定めるところにより、利用料金を減額することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区条例第12号

渋谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

渋谷区国民健康保険条例（昭和34年渋谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に改め、「介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」の次に「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第15条の3第1号イ中「並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）」を「、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」に改め、同号カ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ及びエ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第16条第1項中「第16条の4」を「第16条の4第1号」に改める。

第16条の4第1号中「100分の7.71」を「100分の7.51」に、「100分の64」を「100分の63」に改め、同条第2号中「4万7,300円」を「4万7,600円」に、「100分の36」を「100分の37」に改める。

第16条の8中「66万円」を「67万円」に改める。

第16条の11中「次条」を「次条第1号」に改める。

第16条の12第1号中「100分の2.69」を「100分の2.80」に、「100分の65」を「100分の63」に改め、同条第2号中「1万6,800円」を「1万7,600円」に、「100分の35」を「100分の37」に改める。

第17条の3中「次条」を「次条第1号」に改める。

第17条の4第1号中「100分の2.25」を「100分の2.43」に、「100分の63」を「100分の61」に改め、同条第2号中「1万6,600円」を「1万7,800円」に、「100分の37」を「100分の39」に改める。

第17条の5中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第17条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦

課額（第20条の2、第20条の4、第20条の5及び第20条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の6に規定する基準に従い、子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第17条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第17条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第17条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第17条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の63に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に見込額（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人につき73円（第17条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第17条の10 第17条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額

は、3万円を超えることができない。

第19条の2第1項中「及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額」を「、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第2項中「基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額のそれぞれの10分の1の額」を「各納期の納付額」に改める。

第20条第1項及び第2項中「の額若しくは第17条の2の額又は次条各号に定める額、第20条の4各号若しくは第20条の5第1項各号」を「、第17条の2若しくは第17条の7の額又は次条各号、第20条の4各号、第20条の5第1項各号若しくは第20条の6」に改める。

第20条の2各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「及び第16条の10」を「、第16条の10」に、「並びに第17条の2」を「、第17条の2」に改め、「17万円」の次に「及び第17条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同条第1号中「属するもの」を「属する者」に改め、同号ア中「3万3,110円」を「3万3,320円」に改め、同号イ中「1万1,760円」を「1万2,320円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万2,460円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につき52円

第20条の2第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,900円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につき37円

第20条の2第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「9,460円」を「9,520円」に改め、同号イ中「3,360円」を「3,520円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,560円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者1人につき15円

第20条の3中「第16条第1項及び」を「第16条第1項、第16条の11、第17条の3、第17条の8、第20条の5及び」に改める。

第20条の4第1号ア中「7,095円」を「7,140円」に改め、同号イ中「1万1,825円」を「1万1,900円」に改め、同号ウ中「1万8,920円」を「1万9,040円」に改め、同号エ中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同条第2号ア中「2,520円」を「2,640円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「7,040円」に改め、同号エ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第20条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 第20条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 第20条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第20条の5第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「課する所得割額及び被保険者均等割額」を「課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「の被保険者均等割額」は、当該所得割額及び被保険者均等割額を「の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「及び第17条の5」を「、第17条の5及び第17条の10」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第20条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第20条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第17条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条の2各号、第20条の4第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の2、第15条の3、第16条の4、第16条の8、第16条の12、第17条の4、第17条の6から第17条の10まで、第19条の2及び第20条から第20条の6までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

渋谷区条例第13号

渋谷区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区介護保険条例の一部を改正する条例

渋谷区介護保険条例（平成12年渋谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区に住所を有する者（同

法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地

方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い渋谷区特別区税条例（昭和39年条例第49号。以下「区条例」という。）第10条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い区条例第10条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い区条例第10条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区条例第14号

渋谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

渋谷区旅館業法施行条例（平成24年渋谷区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

（標識の設置及び説明等）

第1条の2 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者（区規則で定める者を除く。）は、同項の許可の申請をする前に、区規則で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。当該標識を変更したときも、同様とする。

2 前項の規定により標識を設置した者は、法第3条第1項の許可の申請をする前に、区規則で定める者（以下「住民等」という。）に対し、区規則で定めるところにより説明会を実施し、その内容を区長に報告しなければならない。

3 法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営もうとする者は、前項の規定にかかわらず、住民等から営もうとする旅館業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、住民等の理解を得られるよう、これに誠実に対応しなければならない。

第6条第1項に次の2号を加える。

(4) 施設内その他区規則で定める場所には、区規則で定めるところにより、営業従事者を常駐させること。

(5) 玄関帳場を設置しない場合は、区規則で定めるところにより、公衆の見やすい位置に、施設の名称、施設の所在地その他区規則で定める事項を表示しておくこと。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 営業者は、旅館業の適正な運営に関し、施設の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない。

第7条第1号に次のただし書を加える。

ただし、区規則で定める要件を満たす場合は、この限りでない。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(許可施設の公表)

第12条 区長は、法第3条第1項の許可を受けた施設に関する次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 許可番号
- (2) 許可年月日
- (3) 名称
- (4) 所在地
- (5) 連絡先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条の2及び第6条第1項第4号の規定は、令和8年7月1日以後の旅業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請について適用し、同日前の同項の許可の申請については、なお従前の例による。

(条例の見直し)

3 区長は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

渋谷区条例第15号

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年渋谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 住宅宿泊事業者等は、住宅宿泊事業の適正な運営に関し、届出住宅の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない。

第6条中「者」の次に「（以下「届出予定者」という。）」を加え、「住民及び町会」を「区規則で定める者（以下「住民等」という。）」に、「7日」を「60日」に、「行わなければ」を「行い、区規則で定めるところにより区長に報告しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 届出予定者は、住民等から営もうとする住宅宿泊事業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、説明会の実施その他の方法により説明しなければならない。

第7条第1項第1号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 住宅宿泊事業者のうち法第11条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないものについては、前項の規定は適用しない。

第7条第5項を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(届出住宅の公表)

第11条 区長は、届出住宅に関する次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 届出番号

- (2) 届出年月日

- (3) 所在地

- (4) 連絡先

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条及び第7条の規定は、令和8年7月1日以後に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をした者について適用し、同日前に同項の届出をした者については、なお従前の例による。

(条例の見直し)

3 区長は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

渋谷区条例第16号

渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例

渋谷区特別区税条例（昭和39年渋谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第37条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第37条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第37条の2第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第37条の4から第37条の9までを削る。

第38条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第39条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第40条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第42条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第43条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条第2項中「第37条第3項ただし書」を「第37条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条の2の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第5条の3から第5条の7までを削る。

附則第6条の見出し中「種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項ま

で」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第6条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の渋谷区特別区税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 渋谷区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年渋谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

渋谷区条例第17号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和28年渋谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割」を削る。

第2条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第3条中「の種別割」を削る。

第4条第1項中「（種別割）」を削る。

第6条第1項中「種別割の」を削る。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規

則

渋谷区規則第2号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月3日

渋谷区長 長谷部 健

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年渋谷区規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(支給割合) 第3条（略） (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の118.75</u> （条例第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては <u>100分の136.25</u> とし、渋谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年渋谷区条例第25号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）にあっては <u>100分の93.75</u> とする。） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の58.75</u> （条例第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては <u>100分の67.5</u> ） 2及び3（略） (欠勤等日数) 第3条の2 2から5まで（略） 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇、 <u>高齢者部分休業又は病気休暇</u> により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、 <u>育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇</u> により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間と時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7（略）	(支給割合) 第3条（略） (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の120</u> （条例第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては <u>100分の137.5</u> とし、渋谷区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年渋谷区条例第25号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）にあっては <u>100分の95</u> とする。） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u> （条例第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあっては <u>100分の68.75</u> ） 2及び3（略） (欠勤等日数) 第3条の2 2から5まで（略） 6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間と時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。 7（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第3号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月3日

渋谷区長 長谷部 健

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の期末手当に関する規則（昭和43年渋谷区規則第29号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「第10号から第12号まで」を「第10号」に改め、同項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同条第5項中「、修学部分休業、高齢者部分休業若しくは育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第16条の3に規定する子育て部分休暇」を「又は修学部分休業」に改める。
附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第4号

渋谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年3月10日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
渋谷区国民健康保険条例施行規則（昭和34年渋谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。
第12条を次のように改める。
第12条 削除
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

渋谷区規則第5号

渋谷区スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年3月11日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則
渋谷区スポーツ施設条例施行規則（令和3年渋谷区規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(個人使用の手続) 第9条 個人使用に係るスポーツ施設（渋谷区二子玉川区民運動施設、渋谷区代々木大山公園運動場、渋谷区代々木西原公園庭球場及び渋谷区本町区民施設アリーナ・スタジオ・グラウンド・庭球場を除く。）を使用しようとする者は、条例第10条に定める個人使用料を納入し、次に掲げるもののいずれかの交付を受けなければならない。 (1) 使用券（別記第5号様式） (2) 回数使用券（別記第6号様式） (3) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により利用可能金額（個人使用料の納付に充てることができる金額をいう。）が記録された回数使用券（別記第6号様式の2。以下「回数使用カード」という。） 2 前項の場合において、回数使用カードの交付を受けた者は、使用当日、自動券売機に当該回数使用カードを使用することにより、使用券に引き換えなければならない。 3 使用券若しくは回数使用券の交付を受けた者又は回数使用カードを使用券に引き換えた者は、条例第5条の承認を受けたものとする。	(個人使用の手続) 第9条 個人使用によりスポーツ施設（渋谷区二子玉川区民運動施設、渋谷区代々木大山公園運動場及び渋谷区代々木西原公園庭球場を除く。）を使用しようとする者は、条例第10条に定める個人使用料を納入し、使用券（別記第5号様式）又は回数使用券（別記第6号様式及び別記第6号様式の2）の交付を受けなければならない。 この場合において、磁気的方法により使用料の額を記録している回数使用券（別記第6号様式の2に限る。）の交付を受けた者は、使用当日、当該回数使用券を使用券に引き換えなければならない。 (新設) (新設) (新設) (新設) 2 使用券若しくは回数使用券（別記第6号様式）の交付を受けた者又は回数使用券（別記第6号様式の2）を使用券に引き換えた者は、条例第5条の承認を受けたものとする。

4 区長は、前項に規定する交付及び引換えに関し、必要と認めるときは、使用に係る事由を確認できる書類の提出又は提示を求めることができる。	(新設)
5 第1項第1号の使用券の有効期限は、同項又は第2項の規定により交付を受け、又は引き換えた当日限りとする。	3 第1項の使用券の有効期限は、同項の規定により交付し、又は引き換えた当日限りとする。
第15条（略） 2 前項の規定により個人使用料の免除を承認した者については、承認の際に電磁的記録による免除登録証（別記第9号様式。以下「免除登録カード」という。）を交付する。	第15条（略） 2 前項の規定により個人使用料の免除を承認した者については、承認の際に免除登録証（別記第9号様式）を交付する。
3 免除登録カードの交付を受けた者は、当該免除登録カードを提示することにより、個人使用料の免除の承認を受けることができる。	3 前項の免除登録証の交付を受けた者は、当該免除登録証を提示することにより、個人使用料の免除の承認を受けることができる。

別記第5号様式、別記第6号様式、別記第6号様式の2及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第9条関係）

大人用（プール以外）

発行日	競技名 大人 性別
入場時刻	
退場時刻	
施設名称	¥金額ー

大人用（プール）

発行日	プール個人利用 大人 性別（1時間）
入場時刻	
退場時刻	
施設名称	¥金額ー

小中学生用（プール以外）

発行日	競技名 小中 性別
入場時刻	
退場時刻	
施設名称	¥金額ー

小中学生用（プール）

発行日	プール個人利用 小中 性別（1時間）
入場時刻	
退場時刻	
施設名称	¥金額ー

備考 使用券、プール使用券の紙色を区別し、混乱を防止する。
当該使用券の種類及び発行価格は、条例別表の規定に準ずる。
心身障害者及び高齢者用の使用券は、金額欄を空欄とし、使用料を明示しない。

別記第6号様式（第9条関係）

表

渋谷区スポーツ施設 【個人使用回数券】 渋谷区 年 月 日発行	
渋谷区スポーツ施設 【個人使用回数券】 渋谷区 年 月 日発行	
¥ 円 （円単位で表示） 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	
渋谷区スポーツ施設回数券 円 渋谷区	

裏

1 本券は、渋谷区スポーツセンター、渋谷区新橋トレーニングジム、渋谷区代々木スポーツプラザ及び渋谷区ひかり健康プラザにて使用できます。 2 本施設を利用する場合は、券売機でチャージを受けてください。 3 本券の買い取り、換金は一切ありません。 4 本券は、紛失による再発行は致しません。	
	
	
	
	
	
	
	
	
	
	

備考 回数使用券の種類及び発行価格は、条例第11条第2項に準ずる。

別記第6号様式の2（第9条関係）表

渋谷区スポーツ施設

個人使用 回数使用券



区の花
ハナショウブ

渋谷区

裏

ー 注 意 ー

1. 本券は、渋谷区スポーツセンター、渋谷区旅業トレーニングジム、渋谷区代官山スポーツプラザ及び渋谷区ひがし健康プラザの個人利用に限り利用できます。
2. 本券で、当日の個人使用券と引き換えてください。
3. 本券は、残額が0円になっても、券売機で金額の追加ができますので、お捨てにならないでください。
4. 本券の払い戻し、換金は一切いたしません。
5. 本券を折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
6. 本券が紛失・破損した場合は再発行となります。ただし、残金の払い戻しはいたしません。

No. _____

別記第9号様式（第15条関係）表

渋谷区スポーツ施設

個人使用料免除登録証



区の花
ハナショウブ

渋谷区

裏

ー 注 意 ー

1. 本券は、渋谷区スポーツセンター、渋谷区旅業トレーニングジム、渋谷区代官山スポーツプラザ及び渋谷区ひがし健康プラザの個人利用に限り利用できます。
2. 使用の際は、本券を持参してください。
3. 本券は、登録者のみ使用できます。他の人に譲渡・貸与をしないでください。
4. 本券を紛失・破損した場合は、施設の窓口へ届け出てください。
5. 本券を折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
6. 渋谷区在住・在勤・在学中に該当しなくなった場合及び本券を使用しないこととなった場合は、速やかに返還してください。

氏名 _____ No. _____

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の別記第6号様式の2及び別記第9号様式の有効期限は、令和8年3月31日とする。

渋谷区規則第6号

渋谷区スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月11日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

渋谷区スポーツ施設条例施行規則（令和3年渋谷区規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
（個人使用の手続） 第9条 個人使用に係るスポーツ施設（渋谷区二子玉川区民運動施設、渋谷区代々木大山公園運動場、渋谷区代々木西原公園庭球場及び渋谷区本町区民施設アリーナ・スタジオ・グラウンド・庭球場を除く。）以下「個人使用スポーツ施設」という。）を使用しようとする者は、条例第10条に定める個人使用料を納入し、次に掲げるもののいずれかの交付を受けなければならない。	（個人使用の手続） 第9条 個人使用に係るスポーツ施設（渋谷区二子玉川区民運動施設、渋谷区代々木大山公園運動場、渋谷区代々木西原公園庭球場及び渋谷区本町区民施設アリーナ・スタジオ・グラウンド・庭球場を除く。）を使用しようとする者は、条例第10条に定める個人使用料を納入し、次に掲げるもののいずれかの交付を受けなければならない。

（1）から（3）まで（略）

2から5まで（略）

第15条 条例第12条第2項の規定により個人使用料の免除を受けようとする者は、渋谷区スポーツ施設個人使用料免除申請書（別記第9号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該申請書とともに、必要に応じて次に掲げる書類を提示しなければならない。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳

（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳

（3）東京都が発行する愛の手帳

（4）年齢を証する書類

（5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定により個人使用料の免除を承認した者については、承認の際に電磁的記録による免除登録証（別記第10号様式。以下「免除登録カード」という。）を交付する。

3 免除登録カードの交付を受けた者が、個人使用スポーツ施設を使用しようとするときは、自動券売機に当該免除登録カードを使用することにより、使用券の交付を受けなければならない。この場合において、使用券の交付を受けた者は、条例第5条の承認を受けたものとする。

4 前項に規定する交付に関し、第9条第4項の規定を準用する。

5 免除登録カードの交付を受けた者は、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

6 区長は、免除登録カードの交付を受けた者が当該免除登録カードを不正に使用した場合その他区長が必要と認めた場合は、当該免除登録カードの使用を停止し、若しくは制限し、又は返還を求めることができる。

（使用料の還付）

第16条（略）

2（略）

3 使用料の還付を受けようとするものは、渋谷区スポーツ施設使用料還付請求書（別記第11号様式）を区長に提出しなければならない。

（使用承認の取消し等）

第17条 区長は、条例第15条の規定により、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限するときは、使用承認取消等通知書（別記第12号様式）により行うものとする。ただし、緊急の必要があると認めたときは、この限りでない。

2から4まで（略）

（指定管理者による管理）

第18条 条例第19条第1項の規定によりスポーツ施設の管理を法人その他の団体が区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合の第5条から第9条まで及び第11条から第17条までの規定の適用については、第5条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「区長が」とあるのは「指定管理者が」と、同条第2項から第5項までの規定中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「施設貸切り使用料及び照明設備使用料」とあるのは「施設貸切り利用料金及び

（1）から（3）まで（略）

2から5まで（略）

第15条 条例第12条第2項の規定により個人使用料の免除を受けようとする者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳若しくは東京都が発行する愛の手帳又は年齢を証する書類を提示して、区長の承認を受けなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2 前項の規定により個人使用料の免除を承認した者については、承認の際に電磁的記録による免除登録証（別記第9号様式。以下「免除登録カード」という。）を交付する。

3 免除登録カードの交付を受けた者は、当該免除登録カードを提示することにより、個人使用料の免除の承認を受けることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（使用料の還付）

第16条（略）

2（略）

3 使用料の還付を受けようとするものは、渋谷区スポーツ施設使用料還付請求書（別記第10号様式）を区長に提出しなければならない。

（使用承認の取消し等）

第17条 区長は、条例第15条の規定により、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限するときは、使用承認取消等通知書（別記第11号様式）により行うものとする。ただし、緊急の必要があると認めたときは、この限りでない。

2から4まで（略）

（指定管理者による管理）

第18条 条例第19条第1項の規定によりスポーツ施設の管理を法人その他の団体が区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合の第5条から第9条まで及び第11条から第17条までの規定の適用については、第5条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「区長が」とあるのは「指定管理者が」と、同条第2項から第5項までの規定中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「施設貸切り使用料及び照明設備使用料」とあるのは「施設貸切り利用料金及び

改正後	改正前
第1条（略） <u>(定義)</u> 第1条の2 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。 (指定喫煙所の指定) 第1条の3 条例第2条第12号の規定による指定喫煙所の指定は、その名称及び所在地を告示することにより行ふものとする。 (重点地区の指定) 第4条 区長は、条例第9条第1項の規定により重点地区を指定するとき又は同条第2項の規定により重点地区の指定を変更し、若しくは解除するときは、次に掲げる事項を告示するものとする。	第1条（略） (新設) (指定喫煙所の指定) 第1条の2 条例第2条第10号の規定による指定喫煙所の指定は、その名称及び所在地を告示することにより行ふものとする。 (環境美化・浄化推進重点地区の指定) 第4条 区長は、条例第9条第1項の規定により環境美化・浄化推進重点地区(以下「重点地区」という。)を指定するとき又は同条第2項の規定により重点地区の指定を変更し、若しくは解除するときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
(1)から(3)まで（略） 第5条（略） <u>(飲食料の自動販売機)</u> 第6条 条例第12条第2項に規定する <u>飲食料の自動販売機とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第1項に規定する食品（区長が特に認めるものを除く。第9条において単に「食品」という。）を販売する自動販売機をいう。</u>	(1)から(3)まで（略） 第5条（略） (新設)
<u>(回収容器の設置基準)</u> 第7条 条例第12条第2項及び第3項に規定する回収容器の基準は、次に掲げるとおりとし、飲食料販売事業者は、臭気、害虫等の発生を防止できるよう、これを適正に管理しなければならない。 (1) 容量は、 <u>飲食料の自動販売機及び飲食料販売事業者において販売された飲食料から発生するごみを回収するために十分なものであること。</u> (2) 不浸透性かつ清掃が容易な構造であること。	(新設)
<u>(飲食料販売事業者の指定地域)</u> 第8条 条例第12条第3項に規定する <u>区域</u> で定める区域は、別表に定めるとおりとする。	(新設)
<u>(飲食料販売事業者)</u> 第9条 条例第12条第3項の <u>飲食料販売事業者とは、食品の販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）を行う事業者をいう。ただし、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2号に規定する飲食店営業その他の食品をその場で飲食させる事業を営む者が、食品の提供（テーブル、椅子、カウンター</u>	(新設)

利用要件 ☐ 在住 ☐ 在勤 ☐ 在学 免除事由 ☐ 60 歳以上の方 ☐ 障がいをお持ちの方	確認書類 ☐ マイナンバーカード ☐ 免許証 ☐ 社員証、職員証 ☐ 在勤証明書 ☐ 健康保険証 ☐ 身体障がい者手帳 ☐ 愛の手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ その他（ ）
---	--

17

その他の飲食に用いられる設備のある場所において食品を飲食させる役務の提供をいう。)のみを行う場合を除く。(削る)

(自動販売機設置者等への勧告)

第10条 条例第12条第5項の規定による勧告は、吸い殻入れ及び回収容器設置・適正管理勧告書(別記第1号様式)により行うものとする。

第11条 (略)

2 条例第13条第1項の改善その他の措置を行う期限は、通知の日から起算して30日以内とする。

(公表)

第12条 条例第13条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を区のウェブサイトに掲載して行う。ただし、区長が必要と認めるときは、渋谷区役所庁舎前の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第13条 (略)

(空き地所有者等への除去勧告)

第14条 条例第16条の規定による除去勧告は、雑草除去勧告書(別記第3号様式)により行うものとする。

(空き地所有者等への除去命令)

第15条 条例第17条の規定による除去命令は、雑草除去命令書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 条例第17条の雑草を除去する期限は、通知の日から起算して20日以内とする。

(立入調査)

第16条 条例第14条第2項及び条例第18条第2項の証明書は、立入調査員証(別記第5号様式)とする。

(路上障害物等の除去勧告)

第17条 条例第20条各項の規定による除去勧告は、路上障害物等除去勧告書(別記第6号様式)により行うものとする。

(除去した路上障害物等に対する措置)

第18条 条例第21条第1項の除去及び一時保管の措置、同条第2項の規定による公示、同条第3項の規定による通知、同条第4項の廃棄等の処分は、各処分の根拠となる法令に定められた手続によりこれを行うものとする。

2 条例第21条第4項の区規則で定める期間は、同条第2項の公示の日から起算して3月とする。ただし、法令に期間が定められているときは、当該法令に定める期間とする。

(過料)

第19条 条例第23条第2項の規定により過料を科すときは、その者に対し、次に掲げる書面によりあらかじめ告知し、弁明の機会を付与する。

(1)及び(2) (略)

2 前項に規定する書面を交付しようとする場合は、条例の施行に必要な限度において、過料に処する相手の氏名、住所その他必要な事項につき確認できる書類の提示を求めることができる。

3 第1項の規定による手続を行った後、過料を科すときは、過料徴収通知書(別記第9号様式)を交付する。

4 条例第23条第2項の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

(きれまち指導員)

第20条 条例第23条第2項に規定する過料の処分に係る事務を行わせるため、きれまち指導員を置く。

(自動販売機等の設置及び管理状況の報告)

第6条 条例第12条第3項の区長が必要と認めるときは、次のときをいう。

(1) 重点地区を指定するに際し、自動販売機並びに吸い殻入れ及び回収容器の設置又は管理状況を把握する必要があるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、区長が特に必要と認めるとき。

(自動販売機設置者等への勧告)

第7条 条例第12条第4項の規定による勧告は、吸い殻入れ及び回収容器設置・適正管理勧告書(別記第1号様式)により行うものとする。

第8条 (略)

2 条例第13条第1項の改善その他の措置を行う期限は、通知の日から起算して10日以内とする。

(公表)

第9条 条例第13条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を区が発行する広報紙に登載して行うものとする。

第10条 (略)

(空き地所有者等への除去勧告)

第11条 条例第15条の規定による除去勧告は、雑草除去勧告書(別記第3号様式)により行うものとする。

(空き地所有者等への除去命令)

第12条 条例第16条の規定による除去命令は、雑草除去命令書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 条例第16条の雑草を除去する期限は、通知の日から起算して20日以内とする。

(空き地の立入調査)

第13条 条例第17条第2項の証明書は、空き地立入調査員証(別記第5号様式)とする。

(路上障害物等の除去勧告)

第14条 条例第19条各項の規定による除去勧告は、路上障害物等除去勧告書(別記第6号様式)により行うものとする。

(除去した路上障害物等に対する措置)

第15条 条例第20条第1項の除去及び一時保管の措置、同条第2項の規定による公示、同条第3項の規定による通知、同条第4項の廃棄等の処分は、各処分の根拠となる法令に定められた手続によりこれを行うものとする。

2 条例第20条第4項の規則で定める期間は、同条第2項の公示の日から起算して3月とする。ただし、法令に期間が定められているときは、当該法令に定める期間とする。

(過料)

第16条 条例第22条第2項の規定により過料を科すときは、その者に対し、次に掲げる書面によりあらかじめ告知し、弁明の機会を付与する。

(1)及び(2) (略)

(新設)

2 前項の規定による手続を行った後、過料を科すときは、過料徴収通知書(別記第9号様式)を交付する。

3 条例第22条第2項の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

(分煙対策指導員)

第17条 条例第22条第2項に規定する過料の処分に係る事務を行わせるため、分煙対策指導員を置く。

2 きれまち指導員は、常に身分証明書(別記第10号様式)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(顕彰)

第21条 条例第24条の顕彰は、表彰状又は感謝状を贈ることにより行うものとする。

別表(第8条関係)

区域
渋谷一丁目から三丁目まで
神南一丁目
宇田川町
道玄坂一丁目及び二丁目
円山町
桜丘町
神宮前一丁目から六丁目まで
東三丁目
広尾一丁目
恵比寿一丁目及び四丁目
恵比寿西一丁目及び二丁目
恵比寿南一丁目から三丁目まで
備考 この表における各区域は、住居表示をいう。

別記第1号様式中「第7条」を「第10条」に、「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

別記第2号様式中「第8条」を「第11条」に改める。

別記第3号様式中「第11条」を「第14条」に、「第15条」を「第16条」に改める。

別記第4号様式中「第12条」を「第15条」に、「第16条」を「第17条」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第16条関係)

(表)

第 号
立入調査員証
職氏名
この立入証を携帯する者は、きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例第14条第1項及び第18条第1項の規定により立入を行う職員であることを証明する。
渋谷区長 印

寸法 縦6センチメートル、横8センチメートル

(裏)

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例(抜粋)
(立入調査)
第14条 区長は、第12条第5項及び前条第1項の規定による勧告又は改善命令を行う必要があると認めるときは、職員又は区長の指定する者に、必要な場所に立ち入り、自動販売機、吸い殻入れ又は回収容器の設置及び適正な管理について調査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(空き地の立入調査)
第18条 区長は、前2条の規定による勧告又は除去命令を行う必要があると認めるときは、職員又は区長の指定する者に、空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

別記第8号様式(第19条関係)

年 月 日

発行番号：

別記第9号様式(表)(第19条関係)

過料徴収通知書												
年 月 日												
発行番号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
あなたは、() さいいなまち渋谷をみんなでつくる条例 第23条第2項の規定により、金2,000円の過料に処すことを決定しました。指定の方法により上記金額をお支払いください。												
【違反内容】 () さいいなまち渋谷をみんなでつくる条例 第11条第2項（公共の場所での喫煙）												
【違反日時及び場所】 日 時 年 月 日 () 午前・午後 時 分 秒 場 所：渋谷区 丁目 番 先 渋谷区長 印												
【違反者署名欄】 (年 月 日印) 氏名 (Name) : _____ 住所 (Address) : 〒 — _____ 都・道 市・区 町・村 マシヨン名 _____ 号												
生年月日 (Date of Birth) : 西暦 年 月 日 (歳)												
連絡先 (Phone Number) : — — —												
【払戻規定】 ○ () さいいなまち渋谷をみんなでつくる条例 第11条第2項及び第23条第2項 ○ () さいいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則 第10条第3項及び第4項												

別記第10号様式(第20条関係)

	身分証明書	第 号 年 月 日 交付
写真	氏 名	上記の者は、きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則第20条第1項に規定するきれまち指導員であることを証明する。 渋谷区長 印 (有効期限 年 月 日)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のきれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記第7号様式の2(第19条関係)

	年	月	日	違反告知書
住所 氏名				渋谷区長 印
あなたは、きれいなまち渋谷をみんなで作る条例第23条第2項の規定により、過料処分の対象になりましたので、これを告知します。弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出してください。				
【違反内容】 きれいなまち渋谷をみんなで作る条例第13条第1項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わなかったため。 吸い殻入れ及び回収容器設置・管理改善命令書（別記第2号様式） 第 号				
【場所】				
【根拠規定】 ○きれいなまち渋谷をみんなで作る条例 第13条第1項及び第23条第2項 ○きれいなまち渋谷をみんなで作る条例施行規則 第10条第1項及び第11項				

別記第9号様式（表）中

「第23条第2項の規定」を「第23条第3項・第4項の規定」に、

「

【違反内容】きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例 第11条第2項（公共の場所での喫煙）
--

を

「

【違反内容】きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例 □第11条第1項（公共の場所等でのごみのポイ捨て） □第11条第2項（公共の場所での喫煙）
--

に、

「第11条第2項及び第23条第2項」を「第11条第1項又は第2項及び第23条第3項又は第4項」に改める。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記第9号様式の2（表）（第19条関係）

年 月 日	
過料徴収通知書	
住所 氏名	渋谷区長 国
あなたは、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」第23条第2項の規定により、金50,000円の過料に処することを決定しました。指定の方法により上記金額をお支払いください。	
【違反内容】 きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例第13条第1項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わなかったため。 吸い殻入れ及び回収容器設置・管理改善命令書（別記第2号様式） 第 号	
【場所】	
【根拠規定】 ○きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例 第13条第1項及び第23条第2項 ○きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則 第19条第3項及び第4項	

別記第9号様式の2（裏）（第19条関係）

渋谷区行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく告示の文の標準を定める規則（平成28年渋谷区規則第18号）別記第11に準じた告示の文を付す。
--

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のきれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

渋谷区規則第9号

渋谷区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月18日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

渋谷区職員の職名に関する規則（昭和46年渋谷区規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
別表（第4条関係） 1から4まで（略） 5 技能系 <u>自動車運転 介護指導 電話交換 警備 土木作業 調理 用務 学童 擁護 施設作業 家庭奉仕 清掃車 運転 清掃車整備 清掃作業 設備 管理</u> 6及び7（略）	別表（第4条関係） 1から4まで（略） 5 技能系 <u>自動車運転 ボイラー技士 介護指 導 電話交換 警備 一般技能 作 業Ⅰ 調理 用務 学童擁護 環境 技能 作業Ⅱ 家庭奉仕 自動車運 転Ⅱ 自動車整備 作業Ⅲ 設備管 理</u> 6及び7（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第10号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月18日

渋谷区長 長谷部 健

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和37年渋谷区規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「月額 7万6,000円」を「日額 2万5,000円」に、「40万円」を「50万円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第11号

渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

渋谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和54年渋谷区規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第16号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の5第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第12号

渋谷区景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月24日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区景観条例施行規則の一部を改正する規則

渋谷区景観条例施行規則（平成24年渋谷区規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中
「

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）	第105条第1項の規定による特定行政庁の許可の申請
-----------------------------------	---------------------------

を

21

別記第9号様式の5の次に次の5様式を加える。

別記第9号様式の7(第10条の9関係)

渋谷区行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成28年渋谷区規則第18号）別記第1に準じた教示の文を付す。

別記第9号様式の8（第10条の10関係）

渋谷区長 殿

年 月 日

届出者氏名

乳児等支援給付認定変更届

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

添付書類の内容を記入してください。

フリガナ	生年月日	年 月 日
氏名	住所	
	電話番号	

乳児等支給認定を受けている児童

フリガナ	生年月日	年 月 日
氏名	生年月日	年 月 日
フリガナ	生年月日	年 月 日
氏名	生年月日	年 月 日
フリガナ	生年月日	年 月 日
氏名	生年月日	年 月 日

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	☐ 氏	☐ 住所	☐ 電話番号	☐ その他
------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

変更内容	☐ 変更前の氏 変更後の住所 変更前の電話番号 その他変更事項	() () () ()
------	---	--------------------------

変更理由	☐ 婚姻等	☐ 引越	☐ その他 ()
------	------------------------------	-----------------------------	----------------------------------

別記第9号様式の9（第10条の12関係）

様

年 月 日

渋谷区長

印

乳児等支援給付認定取消決定通知書

子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により、乳児等支援給付認定については、下記のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

記

1 保護者氏名

2 児童氏名

3 児童生年月日

4 給付認定証番号

5 認定年月日

6 取消決定年月日

7 取消理由

以下のとおり乳児等支援給付認定証を返還してください。ただし、既に返還している場合は不要です。

返還先 返還期限 年 月 日

渋谷区行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成28年渋谷区規則第18号）別記第1に準じた教示の文を付す。

別記第9号様式の10（第10条の13関係）

乳児等支援給付認定証再交付申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

保護者 住 所

氏 名

生年月日

電 話

乳児等支援給付認定証の再交付について次のとおり申請します。

ふりがな			
児童氏名			
生年月日		保護者との続柄	
申請の理由	1 破損・汚損 2 紛失 3 その他 ()		

注 1 破損・汚損の場合は、乳児等支援給付認定証を添えて申請してください。

2 紛失の場合で、再交付後に紛失した乳児等支援給付認定証を発見した場合は、速やかに返還してください。

別記第10号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式から別記第15号様式までの規定中「㊟」を削る。

第16号様式の2の次に次の6様式を加える。

別記第16号様式の3（第20条の2関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

(法人以外の者にあつては、住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
区分 (チェックを入れること)	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 - 電 話: メール:		
設置者・事業者の代表者	フリガナ	職 名	
	氏 名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

別記第16号様式の4（第20条の3関係）

第 号

年 月 日

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

殿

渋谷区長

印

年 月 日付けで申請のあった事業に係る確認について、次のとおり確認したので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業
確認年月日	年 月 日

別記第16号様式の5（第20条の4関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

所在地

申請者 名 称

代表者氏名

(法人以外の者にあつては、住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の利用定員を増加したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	〒 -			
事業所の所在地	電 話:			
	メール:			

2 利用定員を増加しようとする理由等

	0歳	1歳	2歳	合計
増加前				
増加後				
利用定員を増加する理由				

別記第16号様式の6（第20条の5関係）

第 年 月 日

特定乳児等通園支援事業者確認変更通知書

殿

渋谷区長

印

年 月 日付けで申請のあった特定乳児等通園支援事業に係る確認の変更について、次のとおり確認したので通知します。

事業所の名称			
事業所の所在地			
利用定員（人）	0歳：	1歳：	2歳：
確認変更年月日			

別記第16号様式の7（第20条の6関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書

年 月 日

渋谷区長 殿

所在地
届出者 名称
代表者氏名
(法人以外の者にあっては、住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法47条の規定に基づき、次のとおり確認を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

確認内容を変更した施設・事業所		名称	
		所在地	
変更があった事項		変更の内容	
1	事業所の名称	(変更前)	
2	事業所の場所（所在地）		
3	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地		
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
5	定款、寄附行為、登記事項証明書等		
6	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要		
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)	
8	運営規程		
9	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項		
10	役員の氏名、生年月日及び住所		
11	利用定員の減少		
変更年月日		年 月 日	

備考

- 該当項目番号に○を付してください。
- 変更内容が分かる書類を添付してください。また、管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付してください。
- 1から10までに掲げる事項に変更があったときは、10日以内に届け出てください。
- 利用定員の減少に係る変更については、利用定員の減少の日の3月前までに届け出てください。

別記第16号様式の8（第20条の7関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

渋谷区長 殿

所在地
届出者 名称
代表者氏名
(法人以外の者にあっては、住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をするので、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
確認を辞退する年月日	年 月 日
辞退の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	

備考 確認を辞退する日の3月前までに届け出てください。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「㊤」を削る。

別記第19号様式中「印」を削り、

「子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき次のとおり関係書類を添えて申請します。」を

「子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。に改め、また、同法58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約します。」

「3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面」を削る。

別記第21号様式及び別記第22号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 乳児等支援給付認定に関して必要な手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 特定乳児等通園支援事業者の確認に関して必要な手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 改正前の渋谷区子ども・子育て支援法施行細則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

渋谷区規則第14号

渋谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

渋谷区保健所長委任規則（平成12年渋谷区規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(委任する事務) 第2条（略） (1)から(8)まで（略） (9) 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この号において「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下この号において「省令」という。）及び渋谷区旅館業法施行細則（昭和55年渋谷区規則第28号。以下この号において「区規則」という。）に基づく次に掲げる事務に関すること。 アからクまで（略） ケ 区規則第1条の2第6項の規定による標識設置届の受理 コ 区規則第1条の3第4項の規定による説明会報告書の受理 サからスまで（略） (10)から(59)まで（略）	(委任する事務) 第2条（略） (1)から(8)まで（略） (9) 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この号において「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下この号において「省令」という。）及び渋谷区旅館業法施行細則（昭和55年渋谷区規則第28号。以下この号において「区規則」という。）に基づく次に掲げる事務に関すること。 アからクまで（略） (新設) (新設) ケからサまで（略） (10)から(59)まで（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

渋谷区規則第15号

渋谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

渋谷区旅館業法施行細則（昭和55年渋谷区規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 (略) (標識の設置) 第1条の2 条例第1条の2第1項に規定する区規則で定める者は、次のとおりとする。 (1) 法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の承認を受けて旅館業を営もうとする者 (2) 渋谷区ラブホテル建築規制条例(平成18年渋谷区条例第31号)第3条の規定による区長の同意を得て新たに旅館業を営もうとする者 2 条例第1条の2第1項の標識(以下「標識」という。)は、旅館業営業計画のお知らせ(別記第1号様式)とする。 3 標識は、旅館業を営もうとする施設の敷地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置するものとする。 4 標識の大きさは、縦1.2メートル以上、横0.9メートル以上とする。 5 標識の設置期間は、法第3条第1項の許可の申請をしようとする日の少なくとも60日前から同項の許可を受ける日までの間とする。 6 条例第1条の2第1項の規定による届出又は変更は、標識設置届(別記第1号様式の2)により、標識を設置した日又は変更した日から起算して7日以内に行うものとする。 (説明会の実施) 第1条の3 条例第1条の2第2項に規定する区規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 旅館業を営もうとする施設の敷地からの距離がおおむね10メートル以内の土地に存する家屋の所有者及び居住者 (2) 旅館業を営もうとする施設が共同住宅である1棟の建物に存する場合、全ての居室の居住者 (3) 旅館業を営もうとする施設が分譲マンションに存する場合は、当該マンションの管理組合又は管理者 (4) 旅館業を営もうとする施設が属する町会 2 条例第1条の2第2項の規定により、説明会を実施しようとするときは、説明会を実施する日の少なくとも7日前までに、標識において掲示する方法及び前項各号に掲げる者に対して文書の配付等をする方法により、説明会を実施する日時及び場所について周知しなければならない。 3 説明会で説明しなければならない事項は、次のとおりとする。 (1) 申請予定者の氏名又は名称 (2) 営業の種別 (3) 旅館業を営もうとする施設の面積、客室の数、宿泊定員等、構造及び用途 (4) 旅館業を開始しようとする日 (5) 旅館業を営もうとする施設の管理及び運営の方法 (6) 工事を伴う場合においては、工事の着手及び完了の予定日 (7) 営業時間中における営業従事者の常駐の方法 (8) 宿泊者の確認の方法 (9) 宿泊者等による迷惑を及ぼす行為の防止の方法 (10) 廃棄物の保管及び処理の方法 (11) その他区長が必要と認める事項 4 条例第1条の2第2項の規定による報告は、説明会報告書(別記第1号様式の3)に次に掲げる書類を添えて、説明会を実施した日から起算して7日以内に行わなければならない。	(趣旨) 第1条 (略) (新設) (新設) (1) 第1項各号に掲げる者の範囲を示した書類その他これらの者を確認することができる区長が認める書類 (2) 説明会の出席者の名簿 (3) 説明会の議事録 (4) 説明会で使用した資料等 (5) 第2項の規定による周知に使用した文書等 (営業許可申請) 第2条 省令第1条第1項の規定による申請を行う者は、正副2通の旅館業営業許可申請書(別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 旅館業の施設を中心とした半径300メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図 (2)から(5)まで (略) (6) 玄関帳場の構造を明らかにした図面又は玄関帳場の代替設備等の運用方法を明らかにした書類 (7)から(9)まで (略) 3 条例第1条の3の区規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 (1)及び(2) (略) (営業従事者名簿の記載事項) 第12条 条例第6条第1項第3号の営業従事者名簿に記載すべき事項は、次のとおりとする。 (1)から(5)まで (略) (営業従事者の常駐場所等) 第12条の2 条例第6条第1項第4号の区規則で定める場所は、次のいずれかとする。 (1) 旅館業の施設内 (2) 旅館業の施設が存する建物の同一敷地内 (3) 旅館業の施設が存する建物の隣接敷地内 2 前項の場所には、次の設備を設けるものとする。 (1) 十分な広さを有し、客室を通らずに出入りすることができる部屋 (2) 客室外において営業従事者が利用することができる便所 3 条例第6条第1項第4号の規定により、営業者は、前2項に規定する場所において、営業時間中に営業従事者を常駐させなければならない。ただし、区長が常駐させる必要がないと認めるときは、この限りでない。 (玄関帳場を設置しない場合の表示) 第12条の3 条例第6条第1項第5号の規定による表示は、公衆の見やすい大きさで風雨及び紫外線に耐え得る材質のものをを用いるものとする。 2 条例第6条第1項第5号の区規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 施設の名称 (2) 施設の所在地 (3) 緊急連絡先 (4) 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の別 (玄関帳場の構造) 第13条 (略) 2 条例第7条第1号ただし書に規定する区規則で定める要件は、次のとおりとする。 (1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のため、おおむね10分で職員等が駆けつけることができる体制が整備されていること。 (2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等を使用して、常時鮮明な画像により、宿泊者名簿の正確な記載の確認、宿泊者の本人確認及び出入りの状況の確認を行うことができる設備を備えていること。

(3) 対面又はその他確実に宿泊者を
確認できる方法により鍵の受渡し及
び解錠方法の説明を行う体制が整
備されていること。

別記第2号様式を削る。

別記第1号様式中「営業施設」を「施設」に、「玄関帳場の構造を明らかにした図面」を「玄関帳場の構造を明らかにした図面又は玄関帳場の代替設備等の運用方法を明らかにした書類」に改め、同様式を別記第2号様式とし、附則の次に次の3様式を加える。

別記第1号様式（第1条の2関係）

旅 館 業 営 業 計 画 の お 知 ら せ				
施 設 の 名 称				
敷地の地名地番 (住居表示番号)				
計 画 の 使 用 部 分 の 概 要	営 業 の 種 別		敷地面積	m ²
	建 築 面 積	m ²	延べ面積	m ²
	構 造		基礎工法	
	階 数	地上 階/地下 階	高 さ	m
着 工 予 定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
住所 申請予定者 氏名				
標識設置年月日				
説明会 の開催 時 間 場 所		年月日		
備 考				
○ この標識は渋谷区旅館業法施行条例第1条の2第1項の規定により設置したものです。 ○ 上記営業計画についての説明の申出は、下記へご連絡下さい。 (連絡先) (担当者) (電 話)				

別記第1号様式の2（第1条の2関係）

殿

申請予定者 住所

氏名

電話

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

標識設置届

下記事業に係る標識を、 年 月 日に 設置・変更 したので、渋谷区旅館業法施行条例第1条の2第1項の規定により届け出ます。
記

施 設 の 名 称				
連 絡 先		住所 事務所名 担当者 電話 ()		
施 設 の 場 所		(地名地番) (住居表示)		
計 画 の 概 要	営 業 の 種 別			
	構 造		階数	地上 階/地下 階
	基 礎 工 法		高さ	m
			計画に係る部分	計画以外の部分 合計
	敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
着 工 予 定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
説 明 会 開 催		日 時 場 所		

標識設置位置図（標識の設置場所を明記すること。）

標識設置状況（設置場所毎に遠影及び近影の写真を貼り付けること。）

別記第1号様式の3（第1条の3関係）

年 月 日
殿

申請予定者 住 所
氏 名

年 月 日生
電 話 ()
(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

説明会報告書

渋谷区旅館業法施行条例第1条の2第2項の規定に基づく説明会を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 施 設 の 名 称
- 施 設 の 所 在 地
- 説 明 会 開 催 日 時
- 説 明 会 開 催 場 所
- 説 明 者

添付書類

- 近隣住民の範囲を示した書類その他近隣住民を確認することができる
と区長が認める書類
- 説明会の出席者の名簿
- 説明会の議事録
- 説明会で使用した資料等
- 説明会の周知に使用した文書等

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第1条の次に2条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

渋谷区規則第16号

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月26日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する規則の一部を改正する規則

渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する規則（平成30年渋谷区規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(住宅宿泊事業の届出) 第3条 法第3条第1項の届出をしようとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、同条第2項に規定する届出書に同条第3項に規定する書類を添付し、併せて次に掲げる書類及び図面を区長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで（略） (5) 廃棄物処理業者との契約書等の写し (事前周知等) 第5条 条例第6条第1項に規定する区規則で定める者は、次に掲げるものとする。 (1)から(3)まで（略） (4) 住宅宿泊事業を営もうとする住宅が属する町会 2 条例第6条第1項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)から(3)まで（略） (4) 届出住宅から排出される廃棄物の処理方法並びに廃棄物の処理を委託した廃棄物処理業者の商号、名称又は氏名、連絡先及び許可番号 3 届出予定者は、事前周知を行ったときは、事前周知内容記録書（別記第1号様式）により、日時、周知先、住民等からの申出及び対応状況等を記録し、保存し、及び事前周知に用いた書面とともに当該事前周知内容記録書を速やかに区長に提出しなければならない。 4 住宅宿泊事業を営む届出をした者は、事前周知を行った住民等に対し、届出番号及び届出年月日を周知しなければならない。 第6条及び第7条 削除	(住宅宿泊事業の届出) 第3条 法第3条第1項の届出をしようとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、同条第2項に規定する届出書に同条第3項に規定する書類並びに次に掲げる書類及び図面を添付して、区長に提出しなければならない。 (1)から(4)まで（略） (新設) (事前周知等) 第5条 条例第6条及び条例第7条第4項第4号の規定による事前周知（以下「事前周知」という。）の対象となる住民の範囲は、次に掲げるものとする。 (1)から(3)まで（略） (新設) 2 条例第6条及び条例第7条第4項第4号に規定する区規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1)から(3)まで（略） (4) 届出住宅から排出される廃棄物の処理方法並びに廃棄物の処理を委託した廃棄物処理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先 3 住宅宿泊事業を営もうとする者は、事前周知を行ったときは、事前周知内容記録書（別記第1号様式）により、日時、周知先、住民等からの申出及び対応状況等を記録し、事前周知内容記録書を保存しなければならない。 4 住宅宿泊事業を営む届出をした者は、事前周知を行った住民及び町会に対し、届出番号及び届出年月日を周知しなければならない。 (苦情等に迅速に対応できる体制) 第6条 条例第7条第4項各号に掲げる要件に該当する住宅宿泊事業者は、同項に規定する苦情等に迅速に対応できる体制として、次に掲げる要件を備えなければならない。 (1) 深夜早朝を問わず、宿泊者及び苦情者と連絡を取ることが可能な人員を常時確保していること。 (2) 宿泊者の行為により苦情等が発生した場合又は緊急を要する事態が発生した場合に、おおむね10分以内に現地に赴くことが可能な人員を常時確保していること。 (3) 苦情等の内容及びその対応状況について記録し、当該記録を保存していること。 (標識の交付手続等) 第7条 条例第7条第4項及び前条に規定する要件（以下「要件」という。）を満たす住宅宿泊事業者が、条例第7条第3項の規定による住宅宿泊事業の実施の制限を受けずに住宅宿泊事業を実施する場合は、特例届出書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、毎年区長に届け出なければならない。

(1) 条例第7条第4項第2号に規定する地図 (2) 条例第7条第4項第3号に規定する町会その他地域団体（地域的な共同活動を行う団体で区長が別に定めるものをいう。）に加入していることを証する書類 (3) 第5条第3項に規定する事前周知内容記録書 (4) 前条に規定する体制を有していることを証する書類及び苦情等が発生した場合等における対応方法を定めた書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類 2 区長は、前項の特例届出書の提出があった場合において、要件に該当し、かつ、前項の規定による届出に不備がないと認めるときは、条例第8条第1項の規定により、当該届出者に標識を交付するものとする。 3 区長は、前項の規定により標識を交付したときは、台帳を作成しなければならない。 4 第2項の規定により標識の交付を受けた者は、要件に該当しなくなった場合は、遅滞なく区長に届け出るとともに、標識を返却しなければならない。 5 区長は、前項の規定による届出前に要件に該当しなくなったことが明らかになった場合は、その旨を住宅宿泊事業者に対し通知し、標識の返却を求めるものとする。 (身分証明書の様式) 第8条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記第3号様式）とする。	(1) 条例第7条第4項第2号に規定する地図 (2) 条例第7条第4項第3号に規定する町会その他地域団体（地域的な共同活動を行う団体で区長が別に定めるものをいう。）に加入していることを証する書類 (3) 第5条第3項に規定する事前周知内容記録書 (4) 前条に規定する体制を有していることを証する書類及び苦情等が発生した場合等における対応方法を定めた書類 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類 2 区長は、前項の特例届出書の提出があった場合において、要件に該当し、かつ、前項の規定による届出に不備がないと認めるときは、条例第8条第1項の規定により、当該届出者に標識を交付するものとする。 3 区長は、前項の規定により標識を交付したときは、台帳を作成しなければならない。 4 第2項の規定により標識の交付を受けた者は、要件に該当しなくなった場合は、遅滞なく区長に届け出るとともに、標識を返却しなければならない。 5 区長は、前項の規定による届出前に要件に該当しなくなったことが明らかになった場合は、その旨を住宅宿泊事業者に対し通知し、標識の返却を求めるものとする。 (身分証明書の様式) 第8条 条例第11条第2項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（別記第3号様式）とする。
---	---

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 削除

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

渋谷区規則第17号

渋谷区副区長の事務分担に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区副区長の事務分担に関する規則の一部を改正する規則

渋谷区副区長の事務分担に関する規則（令和5年渋谷区規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(担任意務) 第2条（略） 2 副区長は次の区分により事務を担当する。 副区長 担任意務 宮口小枝 経営企画部（施設整備担当部長の担任意務に限る。）、総務部、危機管理対策部、区民部、都市整備部、まちづくり推進部、土木部、環境政策部及び会計管理室に関すること。 議会、選挙管理委員会及び監査委員に関すること。 園田香 経営企画部（施設整備担当部長の担任意務を除く。）、デジタルサービス部、産業観光文化部、学びとスポーツ部、福祉部、子ども家庭部及び健康推進部に関すること。 教育委員会に関すること。 3（略）	(担任意務) 第2条（略） 2 副区長は次の区分により事務を担当する。 副区長 担任意務 宮口小枝 総務部、危機管理対策部、区民部、福祉部、都市整備部、まちづくり推進部、土木部、環境政策部及び会計管理室に関すること。 議会、選挙管理委員会及び監査委員に関すること。 園田香 経営企画部、デジタルサービス部、産業観光文化部、学びとスポーツ部、子ども家庭部及び健康推進部に関すること。 教育委員会に関すること。 3（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第18号

渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例施行規則（令和6年渋谷区規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(過料) 第11条（略） (<u>滞納処分</u>) 第12条 条例第14条及び第15条の規定による過料の滞納処分に関する事務は、区長が命ずる職員が行うものとし、当該職員が滞納処分を行うときは、 <u>過料滞納処分職員証（別記第12号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u> (委任) 第13条（略）	(過料) 第11条（略） (新設) (委任) 第12条（略）

別記第11号様式の次に次の様式を加える。

別記第12号様式（第12条関係）

表

過料滞納処分職員証	
	所属 氏名
上記の者は、渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例第14条及び第15条の規定による過料の滞納処分に關し、質問、検査若しくは搜索又は差押えを行う職員であることを証明する。	
年 月 日発行 渋谷区長 印	

裏

1 本証は、渋谷区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例に規定する過料滞納処分を行うときは、必ず携帯すること。 2 本証は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 本証は、第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 本証の有効期間は、現職在任期間とする。 5 当該職員を免ぜられたときは、本証を返納する。
--

備考

- 証票の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートル
- 写真の大きさは、縦2センチメートル、横1.5センチメートル

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

渋谷区規則第19号

渋谷区立二の平渋谷荘条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区立二の平渋谷荘条例施行規則の一部を改正する規則

渋谷区立二の平渋谷荘条例施行規則（昭和47年渋谷区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第9条から第13条までを2条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の

2条を加える。

(利用料金の減額)

第9条 指定管理者は、別表第2に規定する要件に該当する者が宿泊を伴う利用をするときは、同表に定めるところにより利用料金を減額することができる。

(利用料金の減額手続)

第10条 前条の規定により利用料金の減額を受けようとする者は、指定管理者に対し、別表第2に規定する要件に該当することを証する書類を提示して、その承認を受けなければならない。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第9条、第10条関係）

要件		減額料金
(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者福祉保健手帳又は東京都が発行する愛の手帳の交付を受けている者	12歳以上の者 4歳以上12歳未満の者	1人1泊につき1,000円 1人1泊につき500円
(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護認定を受けている者	—	1人1泊につき1,000円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第20号

渋谷区営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則

(渋谷区営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 渋谷区営住宅条例施行規則（平成10年渋谷区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別記第1号様式の2中

「渋谷区営住宅条例及び渋谷区営住宅条例施行規則の適用を受けるに当たり、私と同居する（同居予定を含む。）世帯員の個人番号を次のとおり報告します。」を

「渋谷区営住宅条例及び渋谷区営住宅条例施行規則の適用を受けるに当たり、私及び同居する（同居予定を含む。）世帯員の個人番号を次のとおり報告します。また、次の利用目的について同意します。」に

(利用目的) 毎年の区営住宅収入報告書に基づく収入額の認定に必要な各情報（住民票記載事項、所得情報、生活保護受給状況等）の取得」

改める。

(渋谷区区民住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 渋谷区区民住宅条例施行規則（平成8年渋谷区規則第49号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「又は個人番号報告書を添付して」を「を必要に応じて添付して、」に改める。

別記第1号様式の2中

「渋谷区区民住宅条例及び渋谷区区民住宅条例施行規則の適用を受けるに当たり、私と同居する（同居予定を含む。）世帯員の個人番号を次のとおり報告します。」

「渋谷区区民住宅条例及び渋谷区区民住宅条例施行規則の適用を受けるに当たり、私及び同居する（同居予定を含む。）世帯員の個人番号を次のとおり報告します。また、次の利用目的について同意します。」に

(利用目的) 毎年の区民住宅収入報告書に基づく収入額の認定に必要な各情報（住民票記載事項、所得情報、生活保護受給状況等）の取得」

改める。

(渋谷区地域福祉人材住宅条例施行規則の一部改正)

第3条 渋谷区地域福祉人材住宅条例施行規則（平成11年渋谷区規則第68号）の一部を次のように改正する。

第13条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

別記第1号様式の2中

「渋谷区地域福祉人材住宅条例及び渋谷区地域福祉人材住宅条例施行規則の適用を受けるに当たり、私と同居する（同居予定を含む。）世帯員の個人番号を次のとおり報告します。」

「渋谷区地域福祉人材住宅条例及び渋谷区地域福祉人材住宅条例施行規則の適用を受けるに当たり、私及び同居する（同居予定を含む。）世帯員の個人番号を次のとおり報告します。」
また、次の利用目的について同意します。
（利用目的）毎年の地域福祉人材住宅収入報告書に基づく収入額の認定に必要な各情報（住民票記載事項、所得情報、生活保護受給状況等）の取得

に改める。
（渋谷区借上げ等高齢者住宅条例施行規則の一部改正）

第4条 渋谷区借上げ等高齢者住宅条例施行規則（平成5年渋谷区規則第40号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「又は個人番号報告書を」を「を必要に応じて」に改める。

別記第1号様式の2中

「渋谷区借上げ等高齢者住宅条例及び渋谷区借上げ等高齢者住宅条例施行規則の適用を受けるに当たり、私と同居する（同居予定を含む。）世帯員の個人番号を次のとおり報告します。」

「渋谷区借上げ等高齢者住宅条例及び渋谷区借上げ等高齢者住宅条例施行規則の適用を受けるに当たり、私及び同居する（同居予定を含む。）世帯員の個人番号を次のとおり報告します。」

また、次の利用目的について同意します。
（利用目的）毎年の借上げ等高齢者住宅収入報告書に基づく収入額の認定に必要な各情報（住民票記載事項、所得情報、生活保護受給状況等）の取得
に改める。

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の渋谷区営住宅条例施行規則、渋谷区区民住宅条例施行規則、渋谷区地域福祉人材住宅条例施行規則及び渋谷区借上げ等高齢者住宅条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

渋谷区規則第21号

渋谷区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区組織規則の一部を改正する規則

渋谷区組織規則（昭和40年渋谷区規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
（本庁分課及び係の設置） 第8条 本庁の部の分課（センター及び保健相談所を含む。）並びに係及び課務担当主査は、次のとおりとする。 経営企画部（略） デジタルサービス部 デジタルサービス課及びICTセンター（略） 広報コミュニケーション課 広報プロモーション係 広聴相談係 総務部から福祉部まで（略） 子ども家庭部 子ども政策課 子ども青少年育成係 子育て給付係 学学振興係 子ども政策推進主査 保育課 保育管理係 入園相談係 施設運営係 保育計画主査 保育指導主査 保育課 保育管理係 入園相談係 施設運営係 保育計画主査 保育指導主査 健康推進部（略） 都市整備部 都市計画課及び木密・耐震整備課（略） 建築課 管理係 審査係 調査係 設備係 監察係 住宅政策課（略） まちづくり推進部（略） 土木部 企画管理課から道路課まで（略） 公園課 公園管理係 公園維持係 公園整備係 みどり環境デザイン係	（本庁分課及び係の設置） 第8条 本庁の部の分課（センター及び保健相談所を含む。）並びに係及び課務担当主査は、次のとおりとする。 経営企画部（略） デジタルサービス部 デジタルサービス課及びICTセンター（略） 広報コミュニケーション課 広報係 広聴相談係 総務部から福祉部まで（略） 子ども家庭部 保育課 保育管理係 入園相談係 施設運営係 保育計画主査 保育指導主査 子ども青少年課 子ども青少年育成係 子育て給付係 学学振興係 子ども政策推進主査 健康推進部（略） 都市整備部 都市計画課及び木密・耐震整備課（略） 建築課 管理係 審査係 調査係 構造係 設備係 監察係 住宅政策課（略） まちづくり推進部（略） 土木部 企画管理課から道路課まで（略） 公園課 公園管理係 公園維持係 公園整備係

緑道・道路構造物課（略） 環境政策部（略） （子ども家庭部各課の分掌事務） 第18条 子ども家庭部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 子ども政策課 (1) 部の事業計画に関すること。 (2) 児童福祉施策の推進に関すること。 (3) 児童手当、児童扶養手当等に関すること。 (4) 子どもの医療費の助成に関すること。 (5) ひとり親家庭の福祉の増進に関すること。 (6) 青少年対策に関すること。 (7) 青少年育成に関すること。 (8) 青少年関係団体にに関すること。 (9) 児童青少年センターに関すること。 (10) 青年館に関すること。 (11) 峰の原青少年山の家に関すること。 (12) 代官山ティーンズ・クリエイティブに関すること。 (13) 子ども・親子支援センターに関すること。 (14) 子ども・子育て支援プラザに関すること。 (15) 私立学校に関すること。 (16) 部内他の課に属しないこと。 保育課 (1) 区立保育園の管理及び運営に関すること。 (2) 私立保育園に関すること。 (3) 幼保一元化施設に関すること。 (4) 保育所の入所に関すること。 (5) 認証保育所・区立保育室に関すること。 (6) 地域型保育事業に関すること。 (7) 病児・病後児保育事業等に関すること。 (8) 家庭福祉員に関すること。 (9) 保育所に係る保育料等の徴収に関すること。 (10) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (11) 保育施設の計画及び整備の推進に関すること。 (12) 保育施設の指導検査に関すること。 (13) 部内他の課に属しないこと。 子ども青少年課 (1) 児童福祉施策の推進に関すること。 (2) 児童手当、児童扶養手当等に関すること。 (3) 子どもの医療費の助成に関すること。 (4) ひとり親家庭の福祉の増進に関すること。 (5) 青少年対策に関すること。 (6) 青少年育成に関すること。 (7) 青少年関係団体にに関すること。 (8) 児童青少年センターに関すること。 (9) 青年館に関すること。 (10) 峰の原青少年山の家に関すること。 (11) 代官山ティーンズ・クリエイティブに関すること。 (12) 子ども・親子支援センターに関すること。 (13) 子ども・子育て支援プラザに関すること。 (14) 私立学校に関すること。 （都市整備部各課の分掌事務） 第20条 都市整備部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 都市計画課 (1)から(10)まで（略） (11) 特定開発行為の許可等に関すること。 (12)から(16)まで（略） 木密・耐震整備課から住宅政策課まで（略） （土木部各課の分掌事務） 第22条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画管理課から道路課まで（略） 公園課 (1)から(6)まで（略） (7) 区有施設の植栽管理・整備の指導に関すること。	緑道・道路構造物課（略） 環境政策部（略） （子ども家庭部各課の分掌事務） 第18条 子ども家庭部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 保育課 (1) 部の事業計画に関すること。 (2) 区立保育園の管理及び運営に関すること。 (3) 私立保育園に関すること。 (4) 幼保一元化施設に関すること。 (5) 保育所の入所に関すること。 (6) 認証保育所・区立保育室に関すること。 (7) 地域型保育事業に関すること。 (8) 病児・病後児保育事業等に関すること。 (9) 家庭福祉員に関すること。 (10) 保育所に係る保育料等の徴収に関すること。 (11) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (12) 保育施設の計画及び整備の推進に関すること。 (13) 保育施設の指導検査に関すること。 (14) 部内他の課に属しないこと。 子ども青少年課 (1) 児童福祉施策の推進に関すること。 (2) 児童手当、児童扶養手当等に関すること。 (3) 子どもの医療費の助成に関すること。 (4) ひとり親家庭の福祉の増進に関すること。 (5) 青少年対策に関すること。 (6) 青少年育成に関すること。 (7) 青少年関係団体にに関すること。 (8) 児童青少年センターに関すること。 (9) 青年館に関すること。 (10) 峰の原青少年山の家に関すること。 (11) 代官山ティーンズ・クリエイティブに関すること。 (12) 子ども・親子支援センターに関すること。 (13) 子ども・子育て支援プラザに関すること。 (14) 私立学校に関すること。 （都市整備部各課の分掌事務） 第20条 都市整備部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 都市計画課 (1)から(10)まで（略） （新設） 木密・耐震整備課から住宅政策課まで（略） （土木部各課の分掌事務） 第22条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画管理課から道路課まで（略） 公園課 (1)から(6)まで（略） （新設）
---	---

緑道・道路構造物課（略）
（担当課長）
第25条（略）
2 担当課長の名称及び担任意務は、次のとおりとする。
経営企画部施設計画担当課長から総務部人財育成・支援担当課長まで（略）
危機管理対策部防災計画担当課長（1）から（3）まで（略）
（4）避難場所、避難所等の整備に関すること。
区民部施設プロジェクト担当課長から健康推進部地域保健医療担当課長まで（略）
別表第1（第26条関係）

名称	位置	所掌事務
（略）		
（削る）		
（削る）		
（略）		

緑道・道路構造物課（略）
（担当課長）
第25条（略）
2 担当課長の名称及び担任意務は、次のとおりとする。
経営企画部施設計画担当課長から総務部人財育成・支援担当課長まで（略）
危機管理対策部防災計画担当課長（1）から（3）まで（略）
（新設）
区民部施設プロジェクト担当課長から健康推進部地域保健医療担当課長まで（略）
別表第1（第26条関係）

名称	位置	所掌事務
（略）		
渋谷区立初台青年館	東京都渋谷区初台一丁目33番10号	青年館に関する事務
渋谷区立敬老館	東京都渋谷区初台一丁目9番8号 同 千駄ヶ谷一丁目1番7号 同 西原二丁目35番12号	高齢者福祉に関する事務
渋谷区立初台敬老館		
同 千駄ヶ谷敬老館		
同 西原敬老館		
（略）		

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第22号

渋谷区土木事務所組織規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年3月31日
渋谷区長 長谷部 健
渋谷区土木事務所組織規則の一部を改正する規則
渋谷区土木事務所組織規則（昭和48年渋谷区規則第36号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
（所長の専決事案） 第6条（略） （1）（略） （2）職員が宿泊を要さない内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 （3）（略）	（所長の専決事案） 第6条（略） （1）（略） （2）職員が近接地内旅行、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 （3）（略）

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第23号

渋谷区職員の通勤手当に関する規則を公布する。
令和8年3月31日
渋谷区長 長谷部 健
渋谷区職員の通勤手当に関する規則
（目的）
第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年渋谷区条例第19号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、通勤手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（支給範囲の特例）
第2条 条例第12条第1項各号に規定する通勤することが困難である職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関

等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると任命権者が認めるものをいう。
（1）住居又は勤務庁のいずれかの1が離島等にある職員
（2）身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員
（3）職員の住居から勤務庁までに至る経路のうち、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等の通常の経路の長さが、片道1キロメートル以上（都電にあっては3停留区間をこえるもの）にある職員（交通の用具）
第3条 条例第12条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、区その他これに準ずる者の所有に属するものを除く。
（1）自転車、原動機付自転車、舟艇及び自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）
（2）前号に掲げるもののほか、任命権者が特に承認する交通の用具
（支給対象期間）
第4条 条例第12条第2項第1号に規定する支給対象期間は、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの、それぞれ6箇月の期間とする。
2 前項の規定にかかわらず、在勤する公署の移転が予定されている等あらかじめ同項の支給対象期間内における通勤経路等の変更が確実であると判断できる場合には、任命権者は、当該職員につき、通勤経路等の変更の時期を考慮して、月の初日からその月以後の月の末日までの1箇月を単位とした期間を、支給対象期間として別に定めることができる。
（運賃等相当額の算出の基準）
第5条 条例第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。
第6条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年渋谷区条例第4号）の規定により割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。
第7条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
（1）定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、別表第1（支給対象期間において新たに職員となった者（人事交流等によるものを除く。以下「新規採用職員」という。）については、別表第2）に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。）。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。
（2）回数乗車券その他の定期券以外のものを使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、当該区間についての通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であって、最も低廉となるもの（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給月数を乗じて得た額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等について、前項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（自動車等使用者についての特例）

第8条 条例別表第7に規定する通勤不便な勤務先に勤務する職員で区規則で定める事由に該当するものは、勤務先から至近の駅（停留所等を含む。）までの徒歩による距離が2キロメートル以上である勤務先又は勤務先周辺の一般に利用される交通機関（複数の場合を含む。）の運行回数が1日15往復以下である勤務先に勤務する職員とする。

2 条例別表第7に規定する身体に障害を有する職員で区規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるものは、下肢等の障害のため、自転車等を使用しなければ通勤が著しく困難である職員とする。

3 任命権者は、第1項に規定する勤務先並びに前項に規定する障害の範囲及び程度 について必要な要件を定めることができる。

（併用者の区分及び支給額）

第9条 条例第12条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、自転車等を使用する距離が片道1キロメートル以上である職員及びその距離が片道1キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び条例第12条第2項第2号に掲げる額の合計額

(2) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が条例第12条第2項第2号に掲げる額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 条例第12条第2項第1号に掲げる額

(3) 条例第12条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が条例第12条第2項第2号に掲げる額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 条例第12条第2項第2号に掲げる額

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第10条 条例第12条第3項に規定する区規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当し、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。以下同じ。）とする。

(1) 新幹線鉄道等を利用せずに通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合の片道の通勤距離が80キロメートル以上であること。

(2) 片道の通勤時間が120分以上であること。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条 条例第12条第3項に規定する区規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動等」という。）の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第12条第3項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居
イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が80キロ

メートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（特別料金等相当額の算出の基準）

第12条 条例第12条第3項に規定する特別料金等相当額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第6条及び第7条の規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。ただし、定期券の価額に基づき特別料金等相当額を算出する場合には、当該経路について発行される6箇月以内の最長の通用期間の定期券の価額に基づくものとする。

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第13条 条例第12条第4項に規定する区規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第12条第4項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が80キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認められるもの

（任用の事情等を考慮する職員）

第14条 条例第12条第4項に規定する任用の事情等を考慮して区規則で定める職員は、次に掲げる職員で、第10条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者とする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者（条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続いて条例の適用を受ける職員となった者（次号及び第3号において「人事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったもの

(2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

(3) 人事交流等職員のうち、条例の適用外であった者としての在職を条例の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を条例第12条第3項の公署とみなした場合に、条例の適用を受ける前から引き続き同項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

（均衡職員の範囲）

第15条 条例第12条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして区規則で定める職員は、次に掲げる職員で、第10条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例（令和6年渋谷区条例第4号）第2条第7号に規定するパートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）の事実を任命権者が確認した相手方（以下「パートナーシッ

ブの相手方」という。)(配偶者及びパートナーシップの相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員のうち、当該転居後の住居(特定住居を含む。)(からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)(からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該子の養育を行っているものに限る。)

(3) 職員又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方の父母(介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。以下同じ。)(の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居に転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)(からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該父母の介護を行っているものに限る。)

(4) 配偶者又はパートナーシップの相手方の異動等(配偶者又はパートナーシップの相手方が職員でない場合にあっては、異動等に相当するものを含む。)(に伴い、配偶者又はパートナーシップの相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップの相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)(からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該配偶者又はパートナーシップの相手方と生活を共にしているものに限る。)

(5) 条例第12条第4項に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いて満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員、職員又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方の父母の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方の異動等(配偶者若しくはパートナーシップの相手方が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。)(に伴い、配偶者若しくはパートナーシップの相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナーシップの相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方と生活を共にしなくなったこと等に伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、条例第12条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(6) 前各号に定めるもののほか、条例第12条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員

2 前項第1号において「特定住居」とは、同号に規定する転居(以下「事由の発生」という。)(の日以後に転居する場合における当該事由の発生の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)(であって次に掲げるものをいう。

(1) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じたときの当該転居

後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生の直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「旧最寄り駅等」という。)(と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「新最寄り駅等」という。)(とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が80キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(異動等事由)

第16条 条例第12条第6項に規定する区規則で定める事由(以下「異動等事由」という。)(は、次に掲げる場合とする。

(1) 異動等若しくは住居の移転等に伴い、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(2) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第12条第1項に掲げる職員たる要件を欠くに至った場合若しくはその後に再び要件を具備した場合

(3) 条例第19条の2に掲げる休職等となった場合若しくはこれらの事由が終了した場合又は他の法令の定めによりこれらに類する事由が生じ、若しくは終了した場合

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合又はその後再び通勤することとなった場合

(異動等に伴う支給、返納等)

第17条 前条に掲げる異動等事由が生じた場合には、第1号に掲げる額を支給し、第2号に掲げる額を返納させる。

(1) 異動等事由が生じた支給対象期間につき、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなる額

(2) 異動等事由が生じた支給対象期間に係る通勤手当の額のうち、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなる額

第18条 第16条第1号及び第2号の異動等事由における前条第1号の支給額は、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなった通勤経路について、異動等事由が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の)の初日から次の支給対象期間の前日までの期間の月数(以下「残りの支給月数」という。)(に関して、条例第12条第2項から第4項までの規定に準じて通勤手当の額として算出される額の総額とする。

2 第16条第1号及び第2号の異動等事由における前条第2号の返納額は、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなった通勤経路に係る通勤手当の額の算出方法に応じて、次の各号に掲げる額の総額とする。

(1) 定期券の価額に基づき運賃等相当額を算出している区間については、別表第1(新規採用職員については、別表第2)に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せ及び順序に従って、手当の支給を受ける月から使用したものとし、異動等事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)の末日に通用期間が到来しているものとされる定期券の払い戻しをしたものとして得られる額及び通用期間が到来していないものとされる定期券の価額の総額

(2) 前号以外の場合については、当該通勤経路に係る通勤手当の額を支給月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に残りの支給月数を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が条例第12条第5項の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が15万円を超えるために、15万円に支給月数を乗じて得た額

が支給されている職員の前条第2号の返納額は、15万円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。

第19条 第16条第3号及び第4号の異動等事由における第17条の規定による支給額及び返納額については、前条との均衡を考慮して任命権者が定める。

(委任)

第20条 前条までに規定するもののほか、通勤手当の支給、返納等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第13条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた転居について適用する。

3 第14条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

4 第15条第1項第2号から第5号までの規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者(これらの号に規定する当該日以後に転居をしたものを除く。)にも適用する。

別表第1(第7条、第18条関係)

支給月数	通用期間の定期券の組合せ
6	6箇月
5	3箇月、1箇月、1箇月
4	3箇月、1箇月
3	3箇月
2	1箇月、1箇月
1	1箇月

備考

- 1 通用期間の異なる定期券を組み合わせる場合は、左欄に掲げる支給月数に応じた右欄に掲げる通用期間の定期券の順とする。
- 2 通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関については、「6箇月」は「3箇月、3箇月」と読み替える。
- 3 通用期間3箇月の定期券が発行されていない交通機関については、「3箇月」は「1箇月、1箇月、1箇月」と読み替える。

別表第2(第7条、第18条関係)

支給月数	通用期間の定期券の組合せ
6	1箇月、1箇月、1箇月、3箇月
5	1箇月、1箇月、3箇月
4	1箇月、3箇月
3	1箇月、1箇月、1箇月
2	1箇月、1箇月
1	1箇月

備考

- 1 通用期間の異なる定期券を組み合わせる場合は、左欄に掲げる支給月数に応じた右欄に掲げる通用期間の定期券の順とする。
- 2 通用期間3箇月の定期券が発行されていない交通機関については、「3箇月」は「1箇月、1箇月、1箇月」と読み替える。

渋谷区規則第24号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年渋谷区規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(再度の任用における経験加算) 第5条(略)	(再度の任用における経験加算) 第5条(略)
2 前項に規定する号数は、当該フルタイム会計年度任用職員の経験月数を12月で除した数に4を乗じて算定するものとし、算定の結果、1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	2 前項に規定する号数は、当該フルタイム会計年度任用職員の経験月数を3月で除して算定するものとし、算定の結果、1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
3(略)	3(略)

4 前項に規定する号数は、当該パートタイム会計年度任用職員の経験月数を12月で除した数に4を乗じて算定するものとし、算定の結果、1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5(略)

(給与の減額免除)

第9条 条例第9条第1項及び第25条第1項から第3項までに規定する区規則で定める有給の休暇は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年渋谷区規則第5号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)に規定する休暇のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1)(略)

(2) 病気休暇

(3)から(5)まで(略)

(6) 育児時間

(7)から(10)まで(略)

(11) 子の看護等のための休暇

(12) 短期の介護休暇

2 前項の規定にかかわらず、有給の病気休暇は、病気休暇を開始する日から起算して引き続き10日(週休日等を除く。)を限度とする。

3 前項の日数の算定においては、病気休暇の承認を受けた職員が職務に復帰した日から起算して1年以内に再び同一の疾病又は負傷のため病気休暇の承認を受けることとなった場合には、前後の病気休暇の期間を通算して計算するものとする。

(期末手当の欠勤等日数)

第24条 第23条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用職員勤務時間規則第5条及び第6条の規定による週休日(当該週休日は、条例第5条第4項に規定する週休日と同一の意味をもつものとする。)、会計年度任用職員勤務時間規則第12条の規定による休日(当該休日は、条例第9条第1項に規定する特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない日と同一の意味をもつものとする。)並びに会計年度任用職員勤務時間規則第13条第1項の規定により指定された代休日(当該代休日は、条例第9条第1項に規定する代休日と同一の意味をもつものとする。)(以下「週休日等」という。)を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第1号、第2号及び第5号に掲げる期間にあっては2分の1日とする。)として換算した日数(1日(第1号、第2号及び第5号に掲げる期間にあっては2分の1日とする。))未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

(1)から(5)まで(略)

(削る)

(6)及び(7)(略)

2(略)

3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間があるときは、任命権者が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第

4 前項に規定する号数は、当該パートタイム会計年度任用職員の経験月数を3月で除して算定するものとし、算定の結果、1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5(略)

(給与の減額免除)

第9条 条例第9条第1項及び第25条第1項から第3項までに規定する区規則で定める有給の休暇は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年渋谷区規則第5号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)に規定する休暇のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1)(略)

(新設)

(2)から(4)まで(略)

(新設)

(5)から(8)まで(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(期末手当の欠勤等日数)

第24条 第23条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間(第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第25条において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から会計年度任用職員勤務時間規則第5条及び第6条の規定による週休日(当該週休日は、条例第5条第4項に規定する週休日と同一の意味をもつものとする。)、会計年度任用職員勤務時間規則第12条の規定による休日(当該休日は、条例第9条第1項に規定する特に勤務することを命ぜられる場合を除き、当該職員について定められた勤務時間においても勤務することを要しない日と同一の意味をもつものとする。)並びに会計年度任用職員勤務時間規則第13条第1項の規定により指定された代休日(当該代休日は、条例第9条第1項に規定する代休日と同一の意味をもつものとする。)(以下「週休日等」という。)を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第1号、第2号及び第5号に掲げる期間にあっては2分の1日とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。)として換算した日数(1日(第1号、第2号及び第5号に掲げる期間にあっては2分の1日とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。))未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。

(1)から(5)まで(略)

(6) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)をしている会計年度任用職員として在職した期間

(7)及び(8)(略)

2(略)

3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は部分休業により勤務しない時間(第25条において「部分休業等により勤

第25条 次に掲げる者（以下「給与条
例適用職員等」という。）が、引き続
いて条例の適用を受ける会計年度任
用職員（基準日又は基準日前1箇月
以内に給与条例適用職員等を退職
し、会計年度任用職員になった者を
除く。）となった場合においては、条
例適用前の渋谷区職員として在職し
た期間、欠勤等の期間に相当する期
間、週休日等に相当する日、1日の
所定の勤務時間に相当する時間及び
部分休業等により勤務しない時間に相
当する時間をそれぞれ第24条の適用を
受ける職員として在職した期間、欠勤
等の期間、週休日等、1日の所定の
勤務時間及び部分休業等により勤務
しない時間とみなして、第23条及び
第24条の規定を適用する。

「

特定	同老	別老	その他	

を「

特定扶	特定親	同老	別老	その他

に改める。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第28号

渋谷区高齢者在宅サービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区高齢者在宅サービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

渋谷区高齢者在宅サービスセンター条例施行規則（平成12年渋谷区規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2渋谷区けやきの苑・西原高齢者在宅サービスセンターの部条例第3条第1号に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び第1号通所事業並びに同条第2号に規定する老人デイサービス事業のうち措置に係る事業の項を削る。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区規則第29号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和42年渋谷区規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第6号区分の項中「渋谷区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年渋谷区教育委員会規則第3号）第25条の規定により準用する同規則第6条の4第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭であったもの」を「幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が2級であったもの」に改める。

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会 規 則

渋谷区教育委員会規則第3号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月10日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林太郎

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年渋谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員100分の118.75（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の136.25）	(支給割合) 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員100分の120（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員100分の58.75（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の67.5）

2及び3（略）

(欠勤等日数)

第5条（略）

2から5まで（略）

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7（略）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員100分の60（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の68.75）

2及び3（略）

(欠勤等日数)

第5条（略）

2から5まで（略）

6 第1項及び前2項の規定は、介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

7（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区教育委員会規則第4号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月10日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林太郎

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年渋谷区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年渋谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1	(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年渋谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1

日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、 <u>第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u> ）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、 <u>第10号に掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u> ）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。	る1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、 <u>第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u> ）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあっては2分の1日とし、 <u>第10号から第12号までに掲げる期間にあっては3分の1日とする。</u> ）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。
(1) から (10) まで（略） (削る)	(1) から (10) まで（略） (11) <u>法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u>
(削る)	(12) <u>育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u>
(11) 及び (12)（略） 2から4まで（略）	(13) 及び (14)（略） 2から4まで（略）
5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は <u>修学部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）</u> があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。	5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、 <u>修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）</u> があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区教育委員会規則第5号

渋谷区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太 郎

渋谷区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

渋谷区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年渋谷区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(主任教諭等) 第6条の4 小中学校に <u>主務教諭を置くことができる。</u>	(主任教諭等) 第6条の4 小中学校に、特に高度の知識又は経験が必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。
2 主務教諭は、児童又は生徒の <u>教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u>	(新設)
3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。	(新設)
4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の <u>養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u>	2 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。
5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。	(新設)
6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の <u>栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u>	3 学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。

(主任) 第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は <u>教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</u>	(主任) 第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。
2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は <u>教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</u>	2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。
3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は <u>教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</u>	3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。
(主任教諭及び主任養護教諭) 第23条の2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験が必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。	(新設)
2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。	(準用規定) 第25条 第3条から第5条まで、 <u>第6条の4、第11条の2から第11条の6まで、第11条の8から第14条まで、第16条、第17条及び第21条の規定は幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区教育委員会規則第6号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太 郎

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年渋谷区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第30条の4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等という。」）は、次に掲げる制度又は措置とする。 (1) から (6) まで（略） (削る)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第30条の4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等という。」）は、次に掲げる制度又は措置とする。 (1) から (6) まで（略） (7) 条例第4条第2項及び条例第5条第1項の規定により条例第18条第1項の配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものを介護する職員として申告をした職員について勤務時間を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ること。
第30条の5から第30条の7まで（略） (妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等) 第30条の8 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置	第30条の5から第30条の7まで（略） (妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等) 第30条の8 条例第18条の6第1項第1号の教育委員会規則で定める制度又は措置

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太 郎

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部
を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成１２年渋谷区教育委員会規則第１５号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
第2条（略）	第2条（略）
2 条例第23条第3項の教育委員会規則で定める勤務は、 <u>同条第1項本文の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u>	2 条例第23条第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。
第3条（略） （削る）	第3条（略）
第4条 次に掲げる場合には、 <u>条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員がした条例第23条第2項の勤務は、同条第1項本文の勤務とみなす。</u> <u>（1）条例第23条第1項本文の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u> <u>（2）条例第23条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項本文の勤務をした場合</u>	2 条例第23条第1項本文の規定による勤務をした後、引き続いて <u>同条第2項の規定による勤務をした条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、その引き続き勤務に係る条例第23条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u> （新設）
第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。 附 則 （施行期日） 1 （略） （経過措置） 2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年渋谷区条例第15号）附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。	第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。 附 則 （施行期日） 1 （略） （経過措置） 2 当分の間、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年渋谷区条例第15号）附則第7条第1項の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額は、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太 郎

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成１２年渋谷区教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後		改正前	
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）	
職員の区分	割合	職員の区分	割合
園長	100分の12	園長	100分の12
副園長	100分の10	副園長	100分の10
職員のうちその属する職務の級が2級である者	100分の5	渋谷区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年渋谷区教育委員会規則第3号）第25条の規定により準用する同規則第6条の4第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	100分の5

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区教育委員会規則第10号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和8年3月31日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太 郎
幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年渋谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後		改正前	
別表第3（第11条関係）		別表第3（第11条関係）	
職員の区分	割合	職員の区分	割合
園長	100分の12	園長	100分の12
副園長	100分の10	副園長	100分の10
職員のうちその属する職務の級が2級である者	100分の5	渋谷区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年渋谷区教育委員会規則第3号）第25条の規定により準用する同規則第6条の4第1項又は第2項に規定する主任教諭又は主任養護教諭	100分の5

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区教育委員会規則第11号

幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則を公布する。
令和8年3月31日
渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太 郎
幼稚園教育職員の通勤手当に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年渋谷区条例第15号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第15条の規定に基づき、通勤手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給範囲の特例）

第2条 幼稚園教育職員給与条例第15条第1項各号に規定する通勤することが困難である職員とは、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると任命権者が認めるものをいう。
（1）住居又は勤務庁のいずれかが離島等にある職員
（2）身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員
（3）職員の住居から勤務庁までに至る経路のうち、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる交通機関等の通常の経路の長さが、片道1キロメートル以上（都電にあっては3停留区間をこえるもの）にある職員

（交通の用具）

第3条 幼稚園教育職員給与条例第15条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、区その他これらに準ずる者の所有に属するものを除く。

（1）自転車、原動機付自転車、舟艇及び自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）

（2）前号に掲げるもののほか、任命権者が特に承認する交通の用具（支給対象期間）

第4条 幼稚園教育職員給与条例第15条第2項に規定する支給対象期間は、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの、それぞれ6箇月の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、在勤する幼稚園の移転が予定されている等あらかじめ同項の支給対象期間内における通勤経路等の変更が確実であると判断できる場合には、任命権者は、当該職員につき、通勤経路等の変更の時期を考慮して、月の初日からその月以後の月の末日までの1箇月を単位とした期間を支給対象期間として別に定めることができる。

（運賃等相当額の算出の基準）

第5条 幼稚園教育職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第6条 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年渋谷区条例第14号）の規定により割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第7条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（1）定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、別表第1（支給対象期間において新たに職員となった者（人事交流等によるものを除く。以下「新規採用職員」という。）については、別表第2）に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せによる当該区間に係る定期券の価額の総額（同一の通用期間について価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額により計算するものとする。）。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。

（2）回数乗車券その他の定期券以外のものを使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間（乗継区間等を含む。）については、当該区間についての通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給月数を乗じて得た額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等について、前項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（自動車等使用者についての特例）

第8条 幼稚園教育職員給与条例別表第3に規定する身体に障害を有する職員で教育委員会規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるものは、下肢等の障害のため、自転車等を使用しなければ通勤が著しく困難である職員とする。

2 任命権者は前項に規定する障害の範囲及び程度について必要な要件を定めることができる。

(併用者の区分及び支給額)

第9条 幼稚園教育職員給与条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 幼稚園教育職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、自転車等を使用する距離が片道1キロメートル以上である職員及びその距離が片道1キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員運賃等相当額及び幼稚園教育職員給与条例第15条第2項第2号に掲げる額の合計額
- (2) 幼稚園教育職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、幼稚園教育職員給与条例第15条第2項第2号に掲げる額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)幼稚園教育職員給与条例第15条第2項第1号に掲げる額
- (3) 幼稚園教育職員給与条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃相当額が幼稚園教育職員給与条例第15条第2項第2号に掲げる額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。)幼稚園教育職員給与条例第15条第2項第2号に掲げる額

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第10条 幼稚園教育職員給与条例第15条第3項に規定する教育委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当し、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。以下同じ。)とする。

- (1) 新幹線鉄道等を利用せずに通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合の片道の通勤距離が80キロメートル以上であること。
- (2) 片道の通勤時間が120分以上であること。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第11条 幼稚園教育職員給与条例第15条第3項に規定する教育委員会規則で定める住居は、幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転(以下「異動等」という。)の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
 - ア 幼稚園教育職員給与条例第15条第3項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が80キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

- イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が80キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(特別料金等相当額の算出の基準)

第12条 幼稚園教育職員給与条例第15条第3項に規定する特別料金等相当額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる特別料金等の額によるものとする。

2 第6条及び第7条の規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。ただし、定期券の価額に基づき特別料金等相当額を算出する場合には、当該経路について発行される6箇月以内の最長の通用期間の定期券の価額に基づくものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第13条 幼稚園教育職員給与条例第15条第4項に規定する教育委員会規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
 - ア 幼稚園教育職員給与条例第15条第4項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等(以下この号において「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が80キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認められるもの

(任用の事情等を考慮する職員)

第14条 幼稚園教育職員給与条例第15条第4項に規定する任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、第10条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者とする。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者(幼稚園教育職員給与条例の適用を受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であった者から人事交流等により引き続いて幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員となった者(次号及び第3号において「人事交流等職員」という。)を除く。)のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする幼稚園に在勤することとなった者
- (2) 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする幼稚園に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員
- (3) 人事交流等職員のうち、幼稚園教育職員給与条例の適用外であつた者としての在職を幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を幼稚園教育職員給与条例第15条第3項の幼稚園とみなした場合に、幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける前から引き続き同項に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

(均衡職員の範囲)

第15条 幼稚園教育職員給与条例第15条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員で、第10条に規定する新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例(令和6年渋谷区条例第4号)第2条第7号に規定するパートナーシップ(以下「パートナーシップ」という。)の事実を任命権者が確認した相手方(以下「パートナーシップの相手方」という。)(配偶者及びパートナーシップの相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員のうち、当該転居後の住居(特定住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (2) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮

した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行っているものに限る。）

- (3) 職員又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。以下同じ。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行っているものに限る。）。)
 - (4) 配偶者又はパートナーシップの相手方の異動等（配偶者又はパートナーシップの相手方が職員でない場合にあっては、異動等に相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナーシップの相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップの相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナーシップの相手方と生活を共にしているものに限る。）。)
 - (5) 幼稚園教育職員給与条例第15条に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いて満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員、職員又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方の父母の介護に伴い、当該父母の住居若しくはその近隣住居に転居した職員又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方の異動等（配偶者若しくはパートナーシップの相手方が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者若しくはパートナーシップの相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナーシップの相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナーシップの相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナーシップの相手方と生活を共にしなくなったこと等に伴い、直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、幼稚園教育職員給与条例第15条に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
 - (6) 前各号に定めるもののほか、幼稚園教育職員給与条例第15条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員
- 2 前項第1号において「特定住居」とは、同号に規定する転居（以下「事由の発生」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。
- (1) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
 - (2) 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
 - ア 当該事由の発生の直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居
 - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が80キロ

メートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
(3) 前2号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(異動等事由)

第16条 幼稚園教育職員給与条例第15条第6項に規定する教育委員会規則で定める事由（以下「異動等事由」という。）は、次に掲げる場合とする。

- (1) 異動等若しくは住居の移転等に伴い、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (2) 離職し、若しくは死亡した場合又は幼稚園教育職員給与条例第15条第1項に掲げる職員たる要件を欠くに至った場合若しくはその後に再び要件を具備した場合
- (3) 幼稚園教育職員給与条例第24条等に掲げる休職等となった場合若しくはこれらの事由が終了した場合又は他の法令の定めによりこれらに類する事由が生じ、若しくは終了した場合
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合又はその後再び通勤することとなった場合

(異動等に伴う支給、返納等)

第17条 前条に掲げる異動等事由が生じた場合には、第1号に掲げる額を支給し、第2号に掲げる額を返納させる。

- (1) 異動等事由が生じた支給対象期間につき、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなる額
- (2) 異動等事由が生じた支給対象期間に係る通勤手当の額のうち、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなる額

第18条 第16条第1号及び第2号の異動等事由における前条第1号の支給額は、異動等事由が生じたことにより新たに通勤に要することとなった通勤経路について、異動等事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日から次の支給対象期間の前日までの期間の月数（以下「残りの支給月数」という。）に関して、幼稚園教育職員給与条例第15条第2項から第4項までの規定に準じて通勤手当の額として算出される額の総額とする。

2 第16条第1号及び第2号の異動等事由における前条第2号の返納額は、異動等事由が生じたことにより通勤に要しないこととなった通勤経路に係る通勤手当の額の算出方法に応じて、次の各号に掲げる額の総額とする。

- (1) 定期券の価額に基づき運賃等相当額を算出している区間については、別表第1（新規採用職員については、別表第2）に掲げる支給月数に応じた通用期間の定期券の組合せ及び順序に従って、手当の支給を受ける月から使用したものとし、異動等事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日に通用期間が到来しているものとされる定期券の払戻しをしたものとして得られる額及び通用期間が到来していないものとされる定期券の価額の総額
- (2) 前号以外の場合については、当該通勤経路に係る通勤手当の額を支給月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に残りの支給月数を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、通勤手当の額が幼稚園教育職員給与条例第15条第5項の規定により算出され、算出された額を支給月数で除して得た額が15万円を超えるために、15万円に支給月数を乗じて得た額が支給されている職員の前条第2号の返納額は、15万円に残りの支給月数を乗じて得た額とする。

第19条 第16条第3号及び第4号の異動等事由における第17条の規定による支給額及び返納額については、前条との均衡を考慮して任命権者が定める。

(委任)

第20条 前条までに規定するもののほか、通勤手当の支給、返納等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

- 附 則
(施行期日)
1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 第13条の規定は、この規則の施行の日以後にされた転居について適用する。
3 第14条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
4 第15条第1項第2号から第5号までの規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者(これらの号に規定する当該日以後に転居をしたものを除く。)にも適用する。

別表第1 (第7条、第18条関係)

支給月数	通用期間の定期券の組合せ
6	6 箇月
5	3 箇月、1 箇月、1 箇月
4	3 箇月、1 箇月
3	3 箇月
2	1 箇月、1 箇月
1	1 箇月

- 備考
1 通用期間の異なる定期券を組み合わせる場合は、左欄に掲げる支給月数に応じた右欄に掲げる通用期間の定期券の順とする。
2 通用期間6箇月の定期券が発行されていない交通機関については、「6箇月」は「3箇月、3箇月」と読み替える。
3 通用期間3箇月の定期券が発行されていない交通機関については、「3箇月」は「1箇月、1箇月、1箇月」と読み替える。

別表第2 (第7条、第18条関係)

支給月数	通用期間の定期券の組合せ
6	1 箇月、1 箇月、1 箇月、3 箇月
5	1 箇月、1 箇月、3 箇月
4	1 箇月、3 箇月
3	1 箇月、1 箇月、1 箇月
2	1 箇月、1 箇月
1	1 箇月

- 備考
1 通用期間の異なる定期券を組み合わせる場合は、左欄に掲げる支給月数に応じた右欄に掲げる通用期間の定期券の順とする。
2 通用期間3箇月の定期券が発行されていない交通機関については、「3箇月」は「1箇月、1箇月、1箇月」と読み替える。

渋谷区教育委員会規則第12号

渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太郎

渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則

渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則(平成9年渋谷区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(個人使用の手続) 第7条 (略) 2 (略) 3 教育委員会は、前項の規定による交付及び引換えに関し、必要と認めるときは、使用に係る事由を確認できる書類の提出又は提示を求めることができる。 4 プール使用券の有効期限は、引き換えた当日限りとする。 5 プールを個人で使用する者は、使用当日、使用開始前に受付でプール使用券を提示し、使用終了後にプール使用券を提出しなければならない。 6 第1項の規定により徴収した使用料については、領収書を発行しない。 (個人使用料の免除) 第9条 (略)	(個人使用の手続) 第7条 (略) 2 (略) (新設) 3 プール使用券の有効期限は、引き換えた当日限りとする。 4 プールを個人で使用する者は、使用当日、使用開始前に受付でプール使用券を提示し、使用終了後にプール使用券を提出しなければならない。 5 第1項の規定により徴収した使用料については、領収書を発行しない。 (個人使用料の免除) 第9条 (略)

2 前項の規定により、個人使用料の免除を受けようとする者は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳、東京都が発行する愛の手帳、年齢を証する書類その他教育委員会が必要と認める書類の提出又は提示をし、免除登録証(別記第4号様式の3)の交付を受けなければならない。	(新設)
3 免除登録証の交付を受けた者は、自動券売機で当該免除登録証を使用してプール使用券を発行しなければならない。	(新設)
4 前項の規定によりプール使用券を発行した者については、教育委員会が使用の承認をしたものとする。	(新設)
5 前項の場合において、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。	(新設)
6 免除登録証の交付を受けた者は、これを他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	(新設)
7 教育委員会は、免除登録証の交付を受けた者が免除登録証を不正に使用した場合その他教育委員会が必要と認めた場合は、当該免除登録証の使用を停止し、若しくは制限し、又は当該免除登録証の返還を求めることができる。	(新設)
別記第4号様式の3 (別紙のとおり)	(新設)

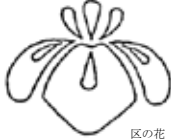
附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記第4号様式の3 (第9条関係) 表

渋谷区立学校温水プール

個人使用料免除登録証



区の花
ハナショウブ

渋谷区教育委員会

裏

—御 注 意—

1 本券は、渋谷区学校温水プールの個人利用に限り利用できます。
2 使用の際は、本券を持参してください。
3 本券は、登録者のみ使用できます。他の人に譲渡又は貸与をしないでください。
4 本券を紛失又は破損した場合は、施設の窓口へ届け出てください。
5 本券を折り曲げたり、磁気近づけたりしないでください。
6 渋谷区在住、在勤又は在学中に該当しなくなった場合及び本券を使用しないこととなった場合は、速やかに返還してください。

登録者氏名 _____ No. _____

渋谷区教育委員会規則第13号

渋谷区放課後クラブ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太郎

渋谷区放課後クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

渋谷区放課後クラブ条例施行規則(平成21年渋谷区教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後			改正前		
(利用日及び利用時間) 第7条 放課後クラブの利用日及び利用時間は、第2条第2項第1号及び第2号の会員の区分に応じ、次のとおりとする。			(利用日及び利用時間) 第7条 放課後クラブの利用日及び利用時間は、第2条第2項第1号及び第2号の会員の区分に応じ、次のとおりとする。		
区分	利用日	利用時間	区分	利用日	利用時間
A会員	学校運営日。ただし、給食のない日を除く。	放課後から午後5時まで	A会員	学校運営日。ただし、給食のない日を除く。	放課後から午後5時まで
B会員	学校運営日の月曜日から金曜日まで	放課後から午後6時まで（特別な対応が必要な場合は午後7時30分まで）	B会員	学校運営日の月曜日から金曜日まで	放課後から午後6時まで（特別な対応が必要な場合は午後7時30分まで）
	学校休業日の月曜日から金曜日まで	午前8時から午後6時まで（特別な対応が必要な場合は午後7時30分まで）		学校休業日の月曜日から金曜日まで	各学校の開門時間から午後6時まで（特別な対応が必要な場合は午後7時30分まで）
	土曜日	午前8時30分から午後6時まで		土曜日	午前9時から午後6時まで
2（略）			2（略）		

附 則
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

渋谷区訓令甲第1号

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程（昭和47年渋谷区訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

渋谷区長 長谷部 健

第4条中「第3条」を「前条」に改める。

第5条第1号中「さく」を「割く」に改め、同条第3号中「等（」の次に「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年渋谷区条例第1号）第2条第1項各号に定める団体及び」を加える。

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第2号

職員被服貸与規程（昭和35年渋谷区訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

渋谷区長 長谷部 健

別表類3の部中項2の項を削り、項3の項から項6の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第3号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成10年渋谷区訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

渋谷区長 長谷部 健

別表第2敬老館の項を削る。

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第4号

職員の旅費支給規程（昭和48年渋谷区訓令甲第6号）の全部を次のように改正する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

職員の旅費支給規程
（趣旨）

第1条 この規程は、職員の旅費に関する条例（昭和26年渋谷区条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の旅費の支給に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

（用語）
第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（赴任の場合の指定した職）

第3条 条例第2条第4号に規定する任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職は、医師の職とする。ただし、区に採用される以前において医師若しくは歯科医師として勤務し、又は医師若しくは歯科医師を業としていた者が引き続いて区に採用された場合に限る。

（旅行役務提供者の細則）

第4条 条例第2条第8号に規定する任命権者が定める者は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「財務政令」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

2 条例第2条第8号に規定する任命権者が定めるものは、財務政令第2条第2項の役務及びカード等とする。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第5条 条例第3条第5項に規定する任命権者が定めるものは、条例第24条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第6条 条例第3条第6項に規定する任命権者が定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- 条例第3条第5項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する任命権者が定める金額は、次に掲げる金額とする。

- 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で、当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に

規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及び様式)

第7条 条例第4条第4項に規定する任命権者が定める事項は、旅行命令権者名、発令年月日、旅行年月日、旅行用務、旅行先及び旅行者とする。

2 旅行命令簿等は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属、職層、氏名並びに概算払及び精算払に係る支給額を記載し、又は記録する。

3 条例第4条第6項に規定する任命権者が定める旅行命令簿等の様式は、次に掲げる様式とする。

- (1) 内国旅行の場合 旅行命令依頼簿（内国旅行）（別記第1号様式）
- (2) 外国旅行の場合 旅行命令依頼簿（外国旅行）（別記第2号様式）

(請求書又は精算書及び必要な書類の種類等)

第8条 条例第7条第1項の規定により、旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、渋谷区会計事務規則（平成19年渋谷区規則第64号。以下「会計事務規則」という。）に規定する様式によるほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める様式に、旅費の支払を証明するに足る資料その他の関係書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、これを支出担当者等に提出しなければならない。

- (1) 内国旅行の場合 内国旅費請求内訳書兼領収書（別記第3号様式）
- (2) 赴任の場合 赴任旅費請求内訳書兼領収書（別記第4号様式）
- (3) 外国旅行の場合 外国旅費請求内訳書兼領収書（別記第5号様式）

2 旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、前項に規定する様式の記載事項に準ずる内容が記載され、かつ、支出担当者等が認めた請求書（電磁的記録を含む。）を提出しなければならない。

3 旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が前2項に規定する書類を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

4 前項の場合において、当該書類を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出担当者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

5 条例第7条第1項に規定する必要な書類の種類は、財務省令別表第6に準じて支出担当者等が必要と認めるものとする。

(旅行命令簿等及び旅費請求手続の特例)

第9条 内国旅行のうち当該月分かつ宿泊を要さない旅行について旅行完了後に確定額で旅費を請求する旅行の旅行命令簿等及び旅費請求手続は、第7条第1項及び第3項第1号並びに前条第1項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる事項を渋谷区職員システム（電子計算組織を利用して職員の勤務管理等の事務を処理するシステムをいう。以下「システム」という。）に入力することにより行うものとする。

- (1) 旅行年月日
- (2) 旅行時間
- (3) 旅行用務及び旅行先
- (4) 旅行経路
- (5) 旅費

2 前項の規定にかかわらず、システムにより難しい場合は、旅行命令依頼簿兼旅費請求内訳書（別記第6号様式）によることができる。

3 本務として専ら道路、公園等の維持修繕若しくは工事監督又はごみの収集作業若しくは運搬作業のために行う旅行については、第7条の規定にかかわらず、当該本務に係る作業計画又は作業日誌（これらに相当するものを含む。）をもって旅行命令に代えるこ

とができる。

(旅費の精算期間)

第10条 条例第7条第2項及び第3項に規定する期間は、会計事務規則の定めるところによる。

(鉄道賃に係る鉄道)

第11条 条例第9条第1項に規定する任命権者が定めるものは、財務省令第9条各号に掲げるものとする。

(船賃に係る船舶)

第12条 条例第10条第1項に規定する任命権者が定めるものは、財務省令第10条各号に掲げるものとする。

(航空賃に係る航空機)

第13条 条例第11条第1項に規定する任命権者が定めるものは、財務省令第11条各号に掲げるものとする。

2 条例第11条第2項ただし書に規定する任命権者が定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動とする。
(宿泊費基準額等)

第14条 条例第13条ただし書に規定する任命権者が定める場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

- (1) 内国の宿泊 現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択していると認めるとき。
- (2) 外国の宿泊 現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次のいずれかに該当すると認めるとき。
 - ア 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
 - イ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(転居費の算定方法)

第15条 条例第16条に規定する任命権者が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ（複数の見積りをさせることができない特別な事情がある場合を除く。）、最も経済的なものを選択するときは、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第16条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、職員のための公設宿舍への入居若しくは退去を命ぜられて赴任する場合又は任命権者が特に必要と認めて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費の細則)

第17条 条例第19条に規定する任命権者が定める費用は、次に掲げる費用（公務のために特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 財務省令第17条第1号から第4号までに掲げる費用
- (2) 条例第19条に規定する費用に類する費用又は付随する費用

(3) 前2号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして任命権者が定める費用
(退職者等の旅費の細則)
第18条 条例第21条第1項に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。
(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費
ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいたた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の者として退職等の日にいたた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
(2) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合(職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合に限る。)は、出張の例に準じ、退職等となる前の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
(遺族等の旅費の細則)
第19条 条例第22条に規定する任命権者が定めるものは、次に掲げる旅費とする。
(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)
(3) 条例第3条第2項第5号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
(給与の種類)
第20条 条例第26条第3項に規定する任命権者が定める給与の種類は、職員の給与に関する条例(昭和26年渋谷区条例第19号)に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。
(通勤手当との調整)
第21条 旅行者が職員の給与に関する条例第12条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。
(本邦通過の場合の旅費)
第22条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。
2 前項本文の場合において、条例第18条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。
(年度経過による区分)
第23条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を

含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過の後
に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。
附 則
(施行期日)
1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この訓令による改正後の職員の旅費支給規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(令和7年渋谷区条例第68号。以下「一部改正条例」という。)による改正後の職員の旅費に関する条例(昭和26年渋谷区条例第20号。以下「改正後の条例」という。)第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に一部改正条例による改正前の職員の旅費に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項に規定する当該旅行命令等の変更をする旅行については、改正後の規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
3 改正後の規程第18条及び第19条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
4 改正後の規程第5条及び第6条の規定は、改正後の条例第3条第5項及び第6項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
様式略

渋谷区訓令甲第5号
渋谷区処務規程(昭和40年渋谷区訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。
令和8年3月31日
渋谷区長 長谷部 健
次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(区長決裁事案) 第8条(略) (1)から(5)まで(略) (6) 職員の外国旅行、副区長の出張、欠勤又は休暇(公民権の行使及び育児時間の利用を含む。以下同じ。)並びに部長及びこれに相当する職にある者の宿泊を要する内国旅行に關すること。 (7)から(19)まで(略) (副区長の専決事案) 第9条(略) (1)及び(2)(略) (3) 課長及びこれに相当する職にある者の宿泊を要する内国旅行並びに部長及びこれに相当する職にある者の宿泊を要さない内国旅行、欠勤又は休暇に關すること。 (4)から(10)まで(略) (部長等の専決事案) 第10条(略)	(区長決裁事案) 第8条(略) (1)から(5)まで(略) (6) 職員の外国旅行、副区長の出張、欠勤又は休暇(公民権の行使及び育児時間の利用を含む。以下同じ。)並びに部長及びこれに相当する職にある者の近接地外旅行に關すること。 (7)から(19)まで(略) (副区長の専決事案) 第9条(略) (1)及び(2)(略) (3) 課長及びこれに相当する職にある者の近接地外旅行並びに部長及びこれに相当する職にある者の近接地内旅行、欠勤又は休暇に關すること。 (4)から(10)まで(略) (部長等の専決事案) 第10条(略)

(1) 係長以下の所属職員の <u>宿泊を要する内国旅行</u> に関すること。 (2) 部長が指揮監督する課長及びこれに相当する職にある者の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤又は休暇に関すること。 (3)から(13)まで (略) 2 (略) (1) 担当部長が指揮監督する係長以下の所属職員の <u>宿泊を要する内国旅行</u> に関すること。 (2) 担当部長が指揮監督する課長及びこれに相当する職にある者の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤又は休暇に関すること。 (3)から(7)まで (略) (課長等の専決事案) 第11条 (略) (1) 課長が指揮監督する職員の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替に関すること。 (2)から(12)まで (略) 2 (略) (1) 担当課長が指揮監督する職員の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替に関すること。 (2)から(6)まで (略)	(1) 係長以下の所属職員の <u>近接地外旅行</u> に関すること。 (2) 部長が指揮監督する課長及びこれに相当する職にある者の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤又は休暇に関すること。 (3)から(13)まで (略) 2 (略) (1) 担当部長が指揮監督する係長以下の所属職員の <u>近接地外旅行</u> に関すること。 (2) 担当部長が指揮監督する課長及びこれに相当する職にある者の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤又は休暇に関すること。 (3)から(7)まで (略) (課長等の専決事案) 第11条 (略) (1) 課長が指揮監督する職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替に関すること。 (2)から(12)まで (略) 2 (略) (1) 担当課長が指揮監督する職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替に関すること。 (2)から(6)まで (略)
---	---

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第6号

渋谷区役所出張所処務規程（昭和44年渋谷区訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日
渋谷区長 長谷部 健
次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(所長の専決事案) 第5条 (略) (1) (略) (2) 職員の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 (3) (略)	(所長の専決事案) 第5条 (略) (1) (略) (2) 職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 (3) (略)

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第7号

渋谷区保健所処務規程（昭和50年渋谷区訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日
渋谷区長 長谷部 健
次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(所長の専決事案) 第9条 (略) (1) 係長以下の所属職員の <u>宿泊を要する内国旅行</u> に関すること。 (2) 所長が指揮監督する課長、副参事及び保健相談所長の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤又は休暇に関すること。 (3)から(11)まで (略) (課長等の専決事案) 第10条 (略) (1) 課長及び保健相談所長が指揮監督する職員の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 (2)から(10)まで (略)	(所長の専決事案) 第9条 (略) (1) 係長以下の所属職員の <u>近接地外旅行</u> に関すること。 (2) 所長が指揮監督する課長、副参事及び保健相談所長の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤又は休暇に関すること。 (3)から(11)まで (略) (課長等の専決事案) 第10条 (略) (1) 課長及び保健相談所長が指揮監督する職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 (2)から(10)まで (略)

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第8号

渋谷区立保育園処務規程（昭和56年渋谷区訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日
渋谷区長 長谷部 健
次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(園長の専決事案) 第5条 (略) (1) (略) (2) 職員の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 (3) (略)	(園長の専決事案) 第5条 (略) (1) (略) (2) 職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 (3) (略)

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第9号

渋谷区立峰の原青少年山の家処務規程（平成17年渋谷区訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日
渋谷区長 長谷部 健
次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(職員の職責) 第3条 所長は、子ども家庭部 <u>子ども政策課長</u> （以下「子ども政策課長」という。）の命を受け、青少年山の家の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2 (略) (所長の専決事案) 第4条 (略) (1) (略) (2) 職員の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 (3)及び(4) (略) (報告等) 第6条 所長は、毎月5日までに、前月分の職員の勤務状況を <u>子ども政策課長</u> に報告しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度 <u>子ども政策課長</u> に報告しなければならない。	(職員の職責) 第3条 所長は、子ども家庭部 <u>子ども青少年課長</u> （以下「子ども青少年課長」という。）の命を受け、青少年山の家の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 2 (略) (所長の専決事案) 第4条 (略) (1) (略) (2) 職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。 (3)及び(4) (略) (報告等) 第6条 所長は、毎月5日までに、前月分の職員の勤務状況を <u>子ども青少年課長</u> に報告しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項は、その都度 <u>子ども青少年課長</u> に報告しなければならない。

附 則
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第10号

通勤手当支給規程（昭和33年渋谷区訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日
渋谷区長 長谷部 健
第1条中「第12条第6項」を「第12条第8項」に改める。
第3条中「同条同項」を「同項」に改める。
第7条中「職員の通勤手当に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第12号。以下「規則」という。）第7条第1項」を「渋谷区職員の通勤手当に関する規則（令和8年渋谷区規則第 号。以下「区規則」という。）第8条第1項」に改める。
第8条第2項中「第12条第5項」を「第12条第6項」に、「規則第14条及び第15条」を「区規則第16条及び第17条」に改める。

第9条第3項中「規則第14条第3号」を「区規則第16条第3号」に改める。

第10条第1項中「規則第14条第3号」を「区規則第16条第3号」に、「規則第16条」を「区規則第18条」に改め、同条第2項中「規則第14条第4号」を「区規則第16条第4号」に、「規則第16条」を「区規則第18条」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区訓令甲第11号

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償支給規程（令和2年渋谷区訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

第7条中「職員の通勤手当に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第12号。以下「人事委員会規則」という。）第7条第1項」を「渋谷区職員の通勤手当に関する規則（令和8年渋谷区規則第 号。以下「区規則」という。）第8条第1項」に改める。

第8条第2項中「人事委員会規則第15条第1号」を「区規則第17条第1号」に改める。

第9条第3項中「人事委員会規則第14条第3号」を「区規則第16条第3号」に改める。

第10条第1項中「人事委員会規則第14条第3号」を「区規則第16条第3号」に、「人事委員会規則第16条」を「区規則第18条」に改め、同条第2項中「人事委員会規則第14条第4号」を「区規則第16条第4号」に、「人事委員会規則第16条」を「区規則第18条」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

監査委員 訓 令

渋谷区監査委員訓令甲第1号

渋谷区監査委員事務局処務規程（昭和39年渋谷区監査委員訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月26日

渋谷区監査委員 吉 井 敏 昭

渋谷区監査委員 向井田 敬 之

渋谷区監査委員 久 永 薫

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(代表監査委員の決裁事案) 第6条 代表監査委員の決裁事案は、次のとおりとする。(乙) (1)及び(2) (略) (3) 次長の <u>宿泊</u> を要する内国旅行に關すること。 (4) (略) (局長の専決事案) 第7条 局長の専決できる事案は、次のとおりとする。(丙) (1) 次長の <u>宿泊</u> を要さない内国旅行、欠勤又は休暇に關すること。 (2) 局務担当主査以下の所属職員の <u>宿泊</u> を要する内国旅行に關すること。 (3) (略) (次長の専決事案) 第8条 次長の専決できる事案は、次のとおりとする。(丁) (1) (略) (2) 所属職員の <u>宿泊</u> を要さない内国旅行、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に關すること。 (3) (略)	(代表監査委員の決裁事案) 第6条 代表監査委員の決裁事案は、次のとおりとする。(乙) (1)及び(2) (略) (3) 次長の <u>近接地外旅行</u> に關すること。 (4) (略) (局長の専決事案) 第7条 局長の専決できる事案は、次のとおりとする。(丙) (1) 次長の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤又は休暇に關すること。 (2) 局務担当主査以下の所属職員の <u>近接地外旅行</u> に關すること。 (3) (略)。 (次長の専決事案) 第8条 次長の専決できる事案は、次のとおりとする。(丁) (1) (略) (2) 所属職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に關すること。 (3) (略)

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

教育委員会 訓 令

渋谷区教育委員会訓令甲第1号

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成12年渋谷区教育委員会訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月10日

渋谷区教育委員会

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
幼稚園教育職員等の旅費支給規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員の旅費に関する条例（昭和26年渋谷区条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、幼稚園教育職員等の旅費支給に關し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において、幼稚園教育職員等とは、渋谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭並びに渋谷区教育委員会事務局に勤務する統括指導主事及び指導主事をいう。 (その他) 第3条 前条に規定するもののほか、幼稚園教育職員等の旅費の支給については、区長部局の職員の例による。 第4条から第13条まで (削る) 別表第1及び別表第2 (削る) 別記第1号様式から別記第7号様式 (乙) まで (削る)	幼稚園教育職員の旅費支給規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員の旅費に関する条例（昭和26年渋谷区条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、幼稚園教育職員の旅費の支給に關し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。 (職員の定義) 第2条 この規程において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、渋谷区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。 (職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則別表第2における何級の職務) 第3条 職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則（昭和53年特別区人事委員会規則第13号）別表第2における「何級の職務」は、職員の給与に関する条例（昭和26年渋谷区条例第19号）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）に定める職務の級に係る職務をいうものとし、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける職員にあっては、別表第1に定めるところによる。 第4条から第13条まで (略) 別表第1及び別表第2 (略) 別記第1号様式から別記第7号様式 (乙) まで (略)

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 指導主事の旅費支給規程（平成12年渋谷区教育委員会訓令甲第9号）を廃止する。

渋谷区教育委員会訓令甲第2号

渋谷区教育委員会事務局処務規程（昭和59年渋谷区教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

渋谷区教育委員会

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(目的) 第7条 教育長が専決できる事案は、次のとおりとする。(甲) (1) から (4) まで (略) (5) 職員の外国旅行及び課長以上の職にある者の <u>宿泊</u> を要する内国旅行に關すること。 (6) 次長及びこれに相当する職にある者の <u>宿泊</u> を要さない内国旅行、欠勤又は休暇に關すること。 (7) から (13) まで (略) (次長の専決事案) 第8条 次長が専決できる事案は、次のとおりとする。(乙) (1) (略)	(目的) 第7条 教育長が専決できる事案は、次のとおりとする。(甲) (1) から (4) まで (略) (5) 職員の外国旅行及び課長以上の職にある者の <u>近接地外旅行</u> に關すること。 (6) 次長及びこれに相当する職にある者の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤又は休暇に關すること。 (7) から (13) まで (略) (次長の専決事案) 第8条 次長が専決できる事案は、次のとおりとする。(乙) (1) (略)

(2) 係長以下の所属職員の <u>宿泊を要する内国旅行</u> に関すること。	(2) 係長以下の所属職員の <u>近接地外旅行</u> に関すること。
(3) 次長が指揮監督する課長及びこれに相当する職にある者の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤又は休暇に関すること。	(3) 次長が指揮監督する課長及びこれに相当する職にある者の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤又は休暇に関すること。
(4) から (11) まで (略) (課長の専決事案)	(4) から (11) まで (略) (課長の専決事案)
第9条 課長が専決できる事案は、次のとおりとする。(丙)	第9条 課長が専決できる事案は、次のとおりとする。(丙)
(1) 課長が指揮監督する職員の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。	(1) 課長が指揮監督する職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替え等に関すること。
(2) から (10) まで (略)	(2) から (10) まで (略)

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区教育委員会訓令甲第3号

渋谷区教育センター処務規程（昭和46年渋谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

渋谷区教育委員会

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後	改正前
(所長の専決事案)	(所長の専決事案)
第5条 所長が専決できる事案は、おおむね次のとおりとする。	第5条 所長が専決できる事案は、おおむね次のとおりとする。
(1) 職員の <u>宿泊を要さない内国旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替等に関すること。	(1) 職員の <u>近接地内旅行</u> 、欠勤、休暇、超過勤務、休日勤務又は週休日の振替え等に関すること。
(2) 前号のほか教育センターの定例的な事項に関すること。	(2) 前号のほか教育センターの定例的な事項に関すること。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

渋谷区教育委員会訓令甲第4号

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程（平成12年渋谷区教育委員会訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

渋谷区教育委員会

次の表により、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定に改める。

改正後		改正前	
第1条から第7条まで (略)		第1条から第7条まで (略)	
別表 (第5条関係)		別表 (第5条関係)	
事由	表示	事由	表示
1から23まで (略)		1から23まで (略)	
24 生理休暇（幼稚園教育職員のみ）		24 生理休暇	
25 健康管理休暇（県費負担教職員のみ）		(新設)	
ア 1日単位			
イ 時間単位			
26 慶弔休暇		25 慶弔休暇	
27 災害休暇		26 災害休暇	
28 夏季休暇		27 夏季休暇	
ア 1日単位		ア 1日単位	
イ 時間単位（幼稚園教育職員のみ）		イ 時間単位（幼稚園教育職員のみ）	
29 長期勤続休暇（県費負担教職員のみ）		28 長期勤続休暇（県費負担教職員のみ）	
30 ボランティア休暇		29 ボランティア休暇	
ア 1日単位		ア 1日単位	
イ 時間単位		イ 時間単位	

31 リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員のみ）		30 リフレッシュ休暇（幼稚園教育職員のみ）	
32 子の看護等のための休暇（幼稚園教育職員のみ）		31 子の看護等のための休暇（幼稚園教育職員のみ）	
ア 1日単位		ア 1日単位	
イ 時間単位		イ 時間単位	
33 子どもの看護休暇（県費負担教職員のみ）		32 子どもの看護休暇（県費負担教職員のみ）	
ア 1日単位		ア 1日単位	
イ 時間単位		イ 時間単位	
34 短期の介護休暇		33 短期の介護休暇	
ア 1日単位		ア 1日単位	
イ 時間単位		イ 時間単位	
35 介護休暇		34 介護休暇	
ア 1日単位		ア 1日単位	
イ 時間単位		イ 時間単位	
36 介護時間		35 介護時間	
37 子育て部分休暇		36 子育て部分休暇	
38 職務に専念する義務の免除（37に該当する場合を除く。）		37 職務に専念する義務の免除（37に該当する場合を除く。）	
39 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除		38 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除	
40 育児休業		39 育児休業	
41 部分休業		40 部分休業	
42 大学院修学休業		41 大学院修学休業	
43 配偶者同行休業		42 配偶者同行休業	
44 休職		43 休職	
45 停職		44 停職	
46 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事		45 地方公務員法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による職員団体等の業務従事	
47 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職又は職員の結核休養に関する条例（昭和29年東京都条例第11号）の規定による休養		46 教育公務員特例法第14条の規定（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）により準用する場合を含む。）による休職又は職員の結核休養に関する条例（昭和29年東京都条例第11号）の規定による休養	
48 公務上の傷病		47 公務上の傷病	
49 通勤途上の傷病		48 通勤途上の傷病	
50 交通機関の事故等による欠勤		49 交通機関の事故等による欠勤	
51 その他の理由による欠勤（52、53又は54に該当する場合を除く。）		50 その他の理由による欠勤（51、52又は53に該当する場合を除く。）	
52 遅参		51 遅参	
53 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）		52 早退（押印又は他の表示の上に表示すること。）	
54 無届欠勤		53 無届欠勤	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告

示

渋谷区告示第29号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第120条第1項の規定に基づき、ソフトタウン青山マンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第123条第1項の規定により、次のように告示する。

令和8年3月4日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
ソフトタウン青山マンション敷地売却組合
- 2 売却マンションの名称及びその所在地
(1) 名 称 ソフトタウン青山
(2) 所 在 地 東京都渋谷区神宮前三丁目1番24号
- 3 事務所の所在地
東京都港区南青山五丁目1番25号 北村ビル内
- 4 設立認可の年月日
令和8年3月4日
- 5 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

渋谷区告示第30号

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則（平成10年渋谷区規則第31号）第1条の2の規定により、指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間を次のとおり定める。

令和8年3月4日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 指定喫煙所
(1) 名 称 防災ライフフェスタ 臨時喫煙所
(2) 所 在 地 東京都渋谷区神南一丁目 都立代々木公園B地区内
(3) 設置期間 令和8年3月8日

渋谷区告示第31号

令和8年3月4日渋谷区議会定例会の議決を得た令和7年度渋谷区一般会計補正予算（第7号）及び令和7年度渋谷区後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

令和8年3月4日

渋谷区長 長谷部 健

令和7年度 渋谷区各会計補正予算 渋谷区各会計補正予算説明書
別添省略

渋谷区告示第32号

渋谷区立松濤美術館は、渋谷区立松濤美術館条例（昭和55年渋谷区条例第32号）第4条ただし書の規定により、令和8年3月24日から同年4月10日までを休館日とする。

令和8年3月10日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区告示第33号

渋谷区立松濤美術館は、渋谷区立松濤美術館条例（昭和55年渋谷区条例第32号）第5条第2項の規定により、令和8年4月11日から令和8年6月14日までの入館料について次のとおりとする。

令和8年3月10日

渋谷区長 長谷部 健

区分	入館料（1人1回につき）		
	個人		団体 （10人以上）
	区民	区民以外	
一般	800円	1000円	800円
大学生	640円	800円	640円
高校生	400円	500円	400円
60歳以上の者	400円	500円	400円

備考

- 1 一般とは、学齢に達しない者、小中学生、高校生、大学生及び60歳以上の者以外の者をいう。
- 2 学齢に達しない者は無料とする。
- 3 金曜日の入館者で区内在住者は無料とする。

渋谷区告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の2第4項の規定に基づき事業を廃止する旨の届出があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び渋谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年渋谷区規則第15号）第6条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月10日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 廃止する指定特定相談支援事業者
名 称 一般社団法人 Relation
所在地 渋谷区神宮前三丁目1番24号 ソフトタウン青山225
- 2 廃止する事業所
名 称 一般社団法人 Relation
所在地 渋谷区神宮前三丁目1番24号 ソフトタウン青山225
- 3 廃止年月日
令和8年3月31日
- 4 廃止する事業種別
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし
- 6 事業所番号
特定相談支援事業所番号 1331301406
障害児相談支援事業番号 1371300326

渋谷区告示第35号

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則（平成10年渋谷区規則第31号）第1条の2の規定により、指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間を次のとおり定める。

令和8年3月13日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 指定喫煙所
(1) 名 称 グリーンアイランドフェスティバル2026
(2) 所 在 地 東京都渋谷区神南2-3 代々木公園イベント広場
(3) 設置期間 令和8年3月14日～令和8年3月15日

渋谷区告示第36号

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則（平成10年渋谷区規則第31号）第1条の2の規定により、指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間を次のとおり定める。

令和8年3月13日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 指定喫煙所
(1) 名 称 代々木公園 桜花期臨時喫煙所
(2) 所 在 地 東京都渋谷区代々木神園町 都立代々木公園A地区内
(3) 設置期間 令和8年3月20日～令和8年4月12日

渋谷区告示第37号

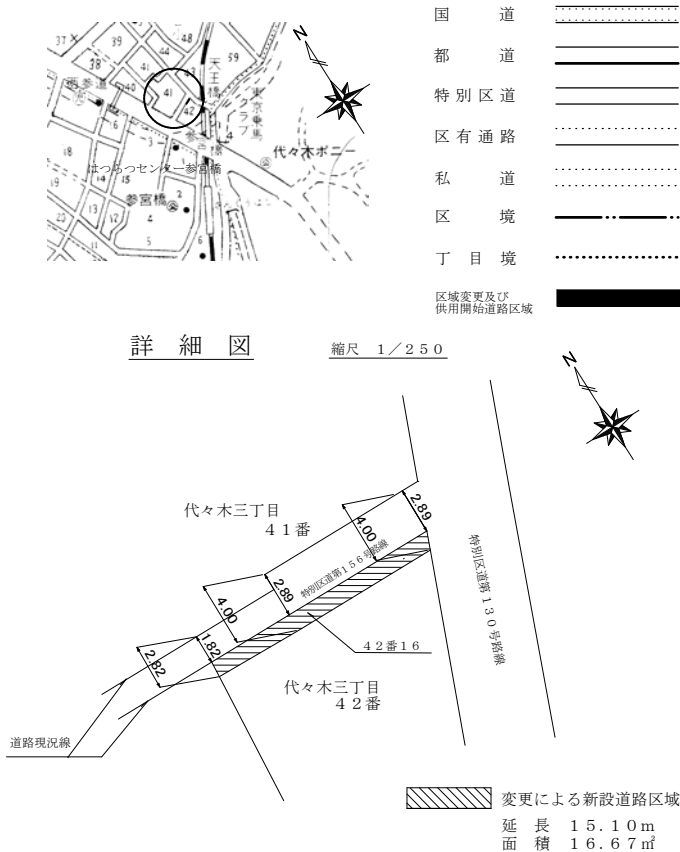
渋谷区まちづくり条例（平成17年渋谷区条例第71号）第25条の2第2項の規定により、わがまちルールの適用期間を次のとおり延長する。

なお、関係図書は、都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年3月17日

渋谷区長 長谷部 健

特別区道第156号路線の一部区域変更及び供用開始略図



渋谷区告示第43号

令和8年3月23日渋谷区議会の議決を得た令和8年度渋谷区一般会計予算、令和8年度渋谷区国民健康保険事業会計予算、令和8年度渋谷区介護保険事業会計予算、令和8年度渋谷区後期高齢者医療事業会計予算の要領は、次のとおりである。

令和8年3月23日

渋谷区長 長谷部 健

令和8年度 渋谷区各会計予算 渋谷区各会計予算説明書

別添省略

渋谷区告示第44号

渋谷区介護保険条例施行規則の施行に必要な書類の様式（平成12年渋谷区告示第54号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月25日

渋谷区長 長谷部 健

様式5中

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要であるときは、要介護認定・要介護認定に係る調査内視、介護認定審査会による判定結果、介護認定及び認定意見書、自治体等から地域包括支援センター、居宅介護支援サービス事業者等から提供を受ける介護支援計画の作成関係書類を、当該意見書と記載した医師等は認定調査に添削し、介護医に送付することに

☐ 同意します ☐ 同意しません

「介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要であるときは、要介護認定・要介護認定に係る調査内視、介護認定審査会による判定結果、介護認定及び認定意見書、自治体等から地域包括支援センター、居宅介護支援サービス事業者等から提供を受ける介護支援計画の作成関係書類を、当該意見書と記載した医師等は認定調査に添削し、介護医に送付することに

☐ 同意します ☐ 同意しません

に改める。

様式6中

[illegible]

様式7中

変更申請の理由 ※心身の状態が変化した場合を具体的に記入してください。

」を

変更申請の理由

心身の状態変化について、該当する項目に☑チェックをし、具体的な理由を記入してください。

☐ 状態が悪化した ☐ 状態が改善した

1 申請理由

☐ 身体機能の変化

☐ 認知機能の変化

☐ その他

2. 具体的な理由

_____」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の渋谷区介護保険条例施行規則の施行に必要な書類の様式に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

渋谷区告示第45号

渋谷区高齢者在宅サービスセンター条例施行規則（平成12年渋谷区規則第35号）第3条ただし書の規定により、渋谷区ひがし健康プラザ高齢者在宅サービスセンターは、令和8年5月19日、同年11月17日及び令和9年2月16日を休業日とする。

令和8年3月25日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区告示第46号

渋谷区地域包括支援センター条例（平成２８年渋谷区条例第１６号）第４条ただし書の規定により、渋谷区ひがし健康プラザ地域包括支援センターについては、令和８年５月１９日、同年１１月１７日及び令和９年２月１６日を休業日とする。

令和8年3月25日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区告示第47号

令和6年5月16日になされた以下の者に係る住民基本台帳法第22条の規定に基づく転入届について、下記の者は出生から日本国籍を有していることが発覚した。日本国籍を取得した年月日が転入日以前に遡るため、この届出による住民票の記載を取消し、交付した住民票の写しを無効とする。

令和8年3月25日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 該当者
氏 名 SHIMIZU MICHAEL MASAMICHI
住 所 東京都渋谷区鶯谷町4番17号 オリオール渋谷 201
(令和6年4月20日転入)
生年月日 1963年5月14日
性 別 男
続 柄 世帯主
- 2 無効とする住民票の写し
令和 7年12月24日に交付したもの 1通
令和 8年 2月12日に交付したもの 1通

渋谷区告示第48号

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則（平成１０年渋谷区規則第３１号）第１条の２の規定により、指定喫煙所の名称、所在地及び設置期間を次のとおり定める。

令和8年3月27日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 指定喫煙所
- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 名 称 | THE TOBACCO HATAGAYA |
| (2) 所在地 | 渋谷区幡ヶ谷1丁目30-5 |
| (3) 指定日 | 令和8年4月16日 |

渋谷区告示第49号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第126条第3項において準用する同法第25条第1項の規定により、ソフトタウン青山マンション敷地売却組合から理事長の氏名及び住所について届出されたので、同条第2項により次のとおり告示する。

令和8年3月30日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 理事長の氏名
株式会社セルティフィエ 代表取締役 吐合 一博
- 2 理事長の住所
東京都渋谷区代々木一丁目36番1号

渋谷区告示第50号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定に基づき作成した、渋谷駅周辺地区における都市再生整備計画「渋谷駅周辺地区」を変更したので、同条第29項において準用する同条第28項の規定により、次のように告示する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 地区名
渋谷駅周辺地区
- 2 計画期間
平成30年11月28日から令和17年3月31日まで
- 3 計画変更日
令和8年3月31日
- 4 都市再生整備計画「渋谷駅周辺地区」（変更後）
別添省略

渋谷区告示第51号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第9条第3項の規定に基づく関係図書の送付があったので、同条第4項の規定により、同法第13条第4項、第103条第4項又は第124条第3項の公告の日まで、公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 土地区画整理事業の名称
渋谷駅街区土地区画整理事業
- 2 縦覧場所
渋谷区役所 都市整備部都市計画課
- 3 縦覧時間
平日 午前8時30分から午後5時まで

渋谷区告示第52号

渋谷区公印規程（昭和29年渋谷区告示第42号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

別表第1専用渋谷区長印の部10の2の項中「子ども青少年課所管」を「子ども政策課所管」に、「子ども青少年課長」を「子ども政策課長」に改め、同表専用渋谷区長代理印の部22の2の項中「子ども青少年課所管」を「子ども政策課所管」に、「子ども青少年課長」を「子ども政策課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

監査委員 告 示

渋谷区監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度財政援助団体等監査及び随時監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月10日

渋谷区監査委員 吉井 敏昭
渋谷区監査委員 向井田 敬之
渋谷区監査委員 久永 薫

別紙省略

渋谷区監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月10日

渋谷区監査委員 吉井 敏昭
渋谷区監査委員 向井田 敬之
渋谷区監査委員 久永 薫

別紙省略

選挙管理委員会 告 示

渋谷区選挙管理委員会告示第15号

選挙人名簿からの抹消について
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、同条第4号に該当する別紙の1人を選挙人名簿から抹消した。
令和8年3月2日

渋谷区選挙管理委員会

別紙省略

渋谷区選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律67号）第74条第5項（市町村の合併の特例等に関する法律（平成22年法律第10号）第5条第30項において、地方自治法第74条第5項の規定を準用する場合を含む。）、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において、地方自治法第86条第4項の規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を次のとおり告示する。

令和8年3月2日

渋谷区選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	3,851
選挙権を有する者の総数の6分の1の数	32,084
選挙権を有する者の総数の3分の1の数	64,168

渋谷区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を記載した書面の公表場所及び期間を次のとおり告示する。

令和8年3月2日

渋谷区選挙管理委員会

公表場所 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区選挙管理委員会事務局
公表期間 令和8年3月9日から13日まで

教育委員会 告 示

渋谷区教育委員会告示第5号

令和8年第5回教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和8年3月4日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太 郎

- 1 日 時 令和8年3月5日 午前10時
- 2 場 所 渋谷区役所教育委員会室
- 3 議 題 (1) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を
改正する規則
(2) その他

渋谷区教育委員会告示第6号

令和8年第6回教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和8年3月25日

渋谷区教育委員会教育長 伊藤 林 太 郎

- 1 日 時 令和8年3月26日 午前10時
- 2 場 所 渋谷区役所教育委員会室
- 3 議 題 (1) 渋谷区教育委員会事務局処務規程の一部改正
(2) その他

渋谷区教育委員会告示第7号

令和7年渋谷区教育委員会告示第24号（渋谷区教育委員会会計
年度任用職員の給料及び報酬の額）の全部を次のように改正する。
令和8年3月31日

渋谷区教育委員会

職名	報酬額	
幼児教育専門員	月額	228,316円
学校施設整備専門補助員	月額	222,988円
保育補助員	時間額	1,327円
学校栄養指導員	月額	224,812円
就学相談員	月額	192,111円
特別支援教育専門相談員（教育職）	月額	222,445円
特別支援教育相談員（教育職）	時間額	1,633円
特別支援教育相談員（教育職）	月額	192,111円
特別支援教育専門相談員（心理士）	時間額	2,547円
特別支援教育専門相談員（心理士）	月額	309,122円
特別支援学級補助員	月額	177,546円
特別支援教育担当指導教員	月額	192,111円
自閉症・情緒障害特別支援学級担当指導教員	月額	240,138円
教育指導員	時間額	1,699円
教育指導員	月額	199,865円
学校運営事務補助員	月額	143,883円
部活動指導員	月額	43,333円
部活動指導員	時間額	1,250円
エデュケーション・アシスタント	月額	161,040円
探究専門教員	時間額	2,170円
副校長補佐員	月額	129,290円
スクール・サポート・スタッフ	月額	106,374円
小学校養護教諭代替教員	月額	220,500円
中学校養護教諭代替教員	月額	220,500円
都行政系代替職員（小学校栄養指導員）	月額	224,812円
都行政系代替職員（中学校栄養指導員）	月額	224,812円
都行政系代替職員（小学校事務補助員）	月額	186,154円
都行政系代替職員（中学校事務補助員）	月額	186,154円
都行政系代替職員（小学校業務補佐員）（産育休職員対応業務）	月額	227,432円
都行政系代替職員（中学校業務補佐員）（産育休職員対応業務）	月額	227,432円
主任スクールソーシャルワーカー	月額	216,397円
主任スクールソーシャルワーカー	時間額	1,840円
スクールソーシャルワーカー	月額	203,934円
教育相談員（心理）	月額	271,911円
専門教育相談員	月額	215,600円
教育相談員	月額	203,934円

附 則

この給料・報酬額は、令和8年4月1日から施行する。

公 告

渋谷区公告第37号

渋谷区まちづくり条例（平成17年条例第71号）第37条第4
項の規定に基づき、次の都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条例第37条第5項の規定により、区民及び利害関係人は、
当該都市計画原案について縦覧期間内に意見書の提出ができる。

令和8年3月2日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 都市計画の種類及び名称等
(1) 都市計画の種類及び名称
東京都市計画第一種市街地再開発事業 神南一丁目地区第一
種市街地
再開発事業
(2) 都市計画を定める土地の区域
渋谷区神南一丁目地内
- 2 縦覧場所
渋谷区都市整備部都市計画課都市計画係（渋谷区役所11階）
- 3 縦覧及び意見書の提出期間
令和8年3月2日から令和8年3月23日まで
- 4 意見書の提出先
渋谷区都市整備部都市計画課都市計画係（渋谷区役所11階）

渋谷区公告第38号

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について
国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第7条第1項の
規定により組織された東京圏国家戦略特別区域会議が同法第21条
第6項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する
事項の原案の縦覧について公告しましたので、下記のとおり縦覧し
ます。

なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦
覧期間中に東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出する
ことができます。

令和8年3月2日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 縦覧に付す書類等
東京圏国家戦略特別区域会議公告文写し及び関係図書一式
- 2 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべ
き事項の種類
東京都市計画地区計画 神南一丁目北地区地区計画
- 3 当該事項を定める土地の区域 変更する部分
東京都渋谷区神南一丁目及び神南二丁目各地内
- 4 縦覧場所
渋谷区都市整備部都市計画課（渋谷区役所11階）
- 5 縦覧期間
令和8年3月2日から令和8年3月23日まで（閉庁日を除く。）
- 6 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 7 意見書の提出先
東京圏国家戦略特別区域会議
（提出窓口）渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区都市整備部都市計画課（渋谷区役所11階）

渋谷区公告第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定
において準用する同法第62条第1項の規定に基づいて国土交通省
関東地方整備局長から同法第60条第3項第1号及び第2号に掲げ
る図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定にお
いて準用する同法第62条第2項及び都市計画法施行規則（昭和
44年建設省令第49号）第49条の規定に基づき、次のとおり公

衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 施行者の名称 東京都
- 2 都市計画事業の種類及び名称 令和4年関東地方整備局告示第232号東京都市計画道路事業補助線街路第11号線
- 3 縦覧場所 渋谷区役所土木部企画管理課
- 4 縦覧期間 事業施行期間の終了の日又は都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条の2の規定により準用される同法第30条第2項の通知を受ける日まで

渋谷区公告第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づいて国土交通省関東地方整備局長から同法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 施行者の名称 東京都
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成15年関東地方整備局告示第284号東京都市計画道路事業補助線街路第11号線
- 3 縦覧場所 渋谷区役所土木部企画管理課
- 4 縦覧期間 事業施行期間の終了の日又は都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条の2の規定により準用される同法第30条第2項の通知を受ける日まで

渋谷区公告第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づいて国土交通省関東地方整備局長から同法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 施行者の名称 東京都
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成18年関東地方整備局告示第447号東京都市計画道路事業補助線街路第26号線
- 3 縦覧場所 渋谷区役所土木部企画管理課
- 4 縦覧期間 事業施行期間の終了の日又は都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条の2の規定により準用される同法第30条第2項の通知を受ける日まで

その他の事項

懲戒処分について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項及び第2号の規定により、次のとおり職員の懲戒処分を行った。

令和8年3月31日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 所属名 区長部局（土木部）
- 2 処分の種類及び量定 停職2月
- 3 処分日 令和8年3月31日
- 4 非違行為の内容

被処分者は、診断書の不備及び未提出の状態のまま、病気休暇の取得を申請し続けていたため、私事欠勤91日を繰り返したとみなされる。本件行為は、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）及び第35条（職務に専念する義務）に違反するため、懲戒処分とした。